

第三次 柏崎市障害者計画

(平成23年度～平成27年度)

- 共に支えあい 共に活動し 安心して暮らせるまちづくりをめざします -



平成23年3月

柏 崎 市

はじめに



～共に支えあい 共に活動し 安心して暮らせるまち・柏崎～

今日、少子高齢化社会の進展とともに、社会保障制度は大きな転換期を迎えており、障害のある人を取り巻く社会環境もまた、大きく変化しています。障害者福祉に対するニーズも多様化し、障害者施策に関わる制度が大きく改正され、障害種別のサービス体系の統一や公平なサービス利用のための手続、地域移行の推進や就労支援などが強化されてきました。

また、障害のある人の固有の尊厳・平等・権利を保障していく動きが国際的に高まる中、平成18年12月には、国連総会において障害者の権利条約が採択されました。日本政府は平成19年9月にこの条約に署名を果たし、国内法の整備をはじめとする障害者制度改革に取り組んできています。

このような経緯を踏まえながら、障害のある人の生活全般に関する施策を推進するため、第三次柏崎市障害者計画を策定しました。21世紀の成熟社会を真に豊かな社会とするため、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、地域社会の一員として一人ひとりが持てる力を発揮できるよう、共に支えあい、共に活動し、安心して暮らせるまちづくりをめざしてまいります。計画の推進にあたりましては、市民の皆様と関係機関・行政が、自助・共助・公助の考え方のもとに協働して取り組んでいきたいと考えております。

この計画の趣旨と重要性をご理解いただき、皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画策定のために、アンケート調査、ヒアリングにご協力いただいた皆様をはじめ、ご尽力をいただいた「柏崎市福祉のまちづくり推進会議」委員並びに貴重なご意見をいただいた市民の皆様や関係各位に心から感謝申し上げます。

平成23年3月

柏崎市長 会田 洋

目 次

ページ

第1章 総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象	3
5	計画の推進体制	4
6	計画の策定・評価体制	5
7	計画の基本理念	6
8	計画の基本方針	7
9	重点的に取り組む課題	10

第2章 各論

1	障害や障害のある人に対する理解の推進	
	啓発・広報と交流の推進	15
	(1) 啓発・広報活動の推進	15
	(2) 交流の推進	16
2	地域生活支援の充実	
	福祉サービスの充実	17
	(1) 相談支援体制の充実	17
	(2) 権利擁護の推進	19
	(3) 自立支援のための障害福祉サービスの充実	19
	(4) 福祉人材の養成・確保と関係団体の育成	22
3	健康に生きる体制作りと療育・教育の充実	
	3 - 1 保健・医療の充実	24
	(1) 発生予防と早期発見・医療の推進	24
	(2) 健康管理・増進施策の充実	25
	(3) 地域リハビリ活動の推進	25
	(4) 精神保健対策の充実	25
	3 - 2 早期療育・教育の充実	27
	(1) 早期療育体制の充実	28
	(2) 障害のある乳幼児の保育・教育の充実	28

	ページ
(3) 発達障害への支援体制の整備	29
(4) 特別支援教育の充実	29
(5) 指導力の向上と研修の充実	30
4 社会参加の促進	
4 - 1 雇用・就労の支援	32
(1) 障害者雇用に関する情報の利用促進	32
(2) 関係機関の連携	33
(3) 就労に対する支援体制の充実	33
4 - 2 スポーツ・芸術文化活動の推進	35
(1) スポーツ・芸術文化活動の支援	35
(2) ボランティア等の育成	35
4 - 3 情報・コミュニケーションの充実	36
(1) コミュニケーションなどのサービスの充実	36
(2) 情報提供機能の充実	36
5 生活環境の整備	
5 - 1 バリアフリーの推進	38
(1) 新潟県福祉のまちづくり条例の推進	38
(2) 交通バリアフリー法との連携	38
(3) 公共施設などのバリアフリー化	39
(4) 住宅のバリアフリー化	40
(5) 情報のバリアフリーの推進	40
5 - 2 防災対策の推進	41
(1) 地域における防災力の向上	41
(2) 福祉避難所の整備	41
(3) 災害時における心のケアの強化	42
(4) 防災知識の普及	42
5 - 3 防犯対策の推進	43
(1) 地域ぐるみの防犯体制の整備の促進	43
(2) 防犯知識の普及・啓発	43
第3章 資料編	
資料編	45

第 1 章

總 論

1 計画策定の趣旨

本市における障害者施策は、第二次柏崎市障害者計画（福祉のまちづくり推進計画）の、ノーマライゼーションとバリアフリーの理念のもと、「障害のある人が地域社会で自立した生活を営み、自由に社会活動に参加し、障害をもつ人も、もたない人も、一人ひとりが輝くことができる『みんなが笑顔のまちづくり』の実現」をめざし、計画の推進に取り組んでまいりました。

国においては、平成8年から「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」に基づき、障害福祉施策の推進が図られてきました。また、増大多様化する福祉ニーズに対し、社会福祉の共通基盤を上げるため、「社会福祉基礎構造改革」が実施されました。

こうした社会福祉や障害福祉の大きな変革の中、平成14年12月には、障害者施策の基本方向を定めた「障害者基本計画」（平成15年度～24年度）および基本計画を踏まえて重点的に実施する施策・目標を定めた前期・後期の「重点施策実施5か年計画」が策定されました。

障害者福祉においては、平成15年4月から従来の行政主導による措置制度から、利用者がみずからのサービスを選択できる支援費制度へと移行し、平成18年4月からは、障害の種別にかかわらず共通の仕組みによるサービスが受けられる障害者自立支援法が施行されました。そしてまた、障害者制度改革に向けて議論が進められており、障害のある人を取り巻く環境はこれからも大きく変化していきます。

県では、「新潟県健康福祉ビジョン」の具体的な推進を図る実施計画として、平成18年度から平成28年までの「新潟県障害者計画」を策定し、障害のある人も住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会の実現をめざしています。

これらを踏まえ、本市においては、現行計画の基本理念を踏襲しつつ、国の法律や制度の動向、障害のある人を取り巻く環境と要望の変化に対応するため、計画の見直しを行い、第三次の障害者計画を策定し、障害者施策を推進します。

4 計画の対象

この計画は、すべての市民を対象とします。

なお、この計画における主な対象者となる「障害者」または「障害のある人」とは、障害者基本法に定める障害者 および発達障害者支援法に定める発達障害者 です。

なお、上記対象者のうち 18 歳未満は、「障害児」または「障害のある子」、18 歳以上は「障害者」または「障害のある人」に分けられますが、18 歳未満を含めた全体を表す場合に「障害者」または「障害のある人」と表記する場合があります。

障害者

障害者基本法第 2 条において、「この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう」と定義されています。

発達障害者

発達障害を有するために、日常生活又は社会生活に制限を受ける人をいいます。

平成 17 年 4 月から施行された発達障害者支援法では、発達障害について第 2 条において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

（自閉症）

3 歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害のことをいいます。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

（アスペルガー症候群）

知的発達の遅れがなく、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の遅れを伴いませんが、社会的な人との係わり方の困難さ、特に言語の理解と使用上での困難さが特徴とされます。

（学習障害（LD））

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示します。中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚・聴覚・知的・情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

（注意欠陥多動性障害（ADHD））

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7 歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

5 計画の推進体制

この計画の推進には、障害のある人およびその家族はもとより、市民と地域、障害福祉サービス事業者、企業および各種団体、行政など全ての個人および団体の参加と協働を必要とします。そのため、それぞれの分野において社会全体で推進に努めていくこととします。

(1) 障害のある人および家族の役割

障害のある人が社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送るためには、障害のある人自身が生活力を向上させるとともに、様々な分野に積極的に参加、貢献していくことが大切です。また、自立に向けて、家族は本人の意向を尊重することが大切です。

(2) 市民と地域の役割

障害のある人に対する施策を展開する上で社会を構成する全ての人々が、福祉の視点に基づいて障害および障害のある人に対する理解を深め、心の壁を取り除くことが必要です。また、住民の生活圏である「地域」で、障害に限らずそれぞれの違いや多様性を認めながら、包み込み支えていく視点が大切です。

(3) 障害福祉サービス事業者の役割

障害のある人の自立に向けた視点に立って、良質なサービスの提供や情報公開などの公正な運営が求められます。

(4) 企業および各種団体の役割

その組織、人材等を活用し、地域におけるボランティア活動など積極的な社会貢献活動を展開することが期待されています。また、企業においては、障害のある人がその能力と適性に応じた職業を得て、自立した生活が営めるよう、雇用の促進に努めることが求められています。

(5) 行政の役割

行政は障害や障害のある人に対しての正しい理解の推進に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、社会情勢の変化、ニーズの多様化に柔軟に対応できる庁内体制を整え、施策を推進していきます。

6 計画の策定・評価体制

本計画の策定にあたっては、障害のある人やその家族、関係団体等の意見を計画の段階において幅広く反映させる必要があることから「柏崎市福祉のまちづくり推進会議」を設置し、策定に向けて会議を開催しました。また、同会議において計画の進捗状況等の評価を行っていきます。



7 計画の基本理念

国の障害者基本法は、障害のある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、分け隔てられることなく参加する機会が与えられることを基本としています。また、「柏崎市第四次総合計画」では、まちづくりの主体を担う市民像に「人権を尊重し支えあう市民」など三つを掲げ、福祉では「互いに助けあう地域づくりの推進」を掲げています。本計画では、この第四次総合計画の個別部門の計画として、次の基本理念を設定しました。

共に支えあい、共に活動し、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

～ 基本理念達成のための視点 ～

- ノーマライゼーション の考え方に基づき、障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し、違いや多様性を認めあって、地域の中で共に支えあう「共生社会」をめざします。
- 障害の特性に応じた支援を受けることができる環境を整え、安心して暮らせるまちをめざします。
- 地域で自立した生活と社会参加を促進するため、誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」に配慮した生活環境の整備を推進するとともに、災害の際に地域の支援を受けられる支援体制づくりを促進し、安全・安心なまちづくりをめざします。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方。障害のない人の生活状況と可能な限り同じにしていこうという営みのすべてをいいます。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢・性別・国籍人種等にかかわらず、多様な人々が気持ちよく使えるように都市や生活環境を計画する考え方。

「ユニバーサル社会」は、年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず誰もが地域社会の一員として支えあうなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会のこと。

8 計画の基本方針

(1) 障害や障害のある人に対する理解の推進

障害のある人が、住み慣れた地域での交流を深め、その地域の人と共に生きる環境づくりをめざします。そのため、障害や障害のある人に対する差別だけでなく、全ての差別をなくすために人権尊重の教育を推進します。

(2) 地域生活支援の充実

住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、障害福祉サービスの推進や相談支援体制のより一層の充実と、地域生活への移行支援のためのグループホームなどの居住の場の整備を促進します。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉のシステムづくりを推進するため、引き続き「柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会」で、地域での課題解決に向けた取組を進めていきます。

(3) 健康に生きる体制づくりと療育・教育の充実

母子保健・成人保健・精神保健の充実を図り、障害および障害の原因となる疾病の早期発見・早期予防と健康づくりを推進します。

各ライフステージを通して一貫した途切れのない相談支援体制の整備と、一人ひとりの障害の状態に応じた療育および特別支援教育体制の充実をめざします。

(4) 社会参加の促進

障害のある人が働くことを通じて社会参加することにより、自己実現を果たし、自立した生活を送ることができるよう雇用の促進に努めるとともに、福祉的就労も含め、障害のある人の働く意欲や能力に応じた就労支援を行います。

生きがいや仲間づくりが広がるよう、スポーツや芸術活動等の余暇活動を通じた社会参加の機会を拡充します。

また、地域での日常生活や社会参加のために必要な情報収集や障害のある人自身が積極的に情報発信できるよう、障害の特性に配慮した情報提供やコミュニケーション手段を確保します。

(5) 生活環境の整備

住宅や建築物、道路、歩道等のバリアフリー化を推進するとともに、誰もが安全・快適に地域で暮らしやすくなるよう、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した生活環境の整備を関係機関との連携をとりながら進めていきます。

移動の困難な障害のある人の、より積極的な社会参加を促進するため、関係機関と連携して、効果的な移動の支援および生活の安全を図ります。

災害時要援護者登録制度の普及など、災害時に障害のある人が地域の支援を受けられる仕組みづくりと防災体制の充実を図ります。

犯罪被害防止のため、防犯意識の高揚を図り、障害のある人が安全で安心して暮らせるように地域ぐるみの防犯体制の整備を促進します。

柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会

平成19年4月に柏崎市と刈羽村共同で設置。障害のある人が普通に暮らせる地域をめざし、障害福祉関係者の連携と情報共有、支援策や福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築について協議を行うことを目的としています。障害のある当事者、相談支援事業者、サービス事業者、保健、医療、雇用、教育、行政等の幅広い分野の関係者により構成されています。

福祉的就労

障害によって一般企業へ就労することが難しい障害のある人に、就労の機会や生産活動の機会を提供し、必要な訓練を行います。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として用いられ、建物内の段差の解消等、物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている物理的、制度的、意識的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

【 第三次障害者計画の施策体系 】

基本方針	基本施策	
1 障害や障害のある人に対する理解の推進	啓発・広報と交流の推進	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 交流の推進
2 地域生活支援の充実	福祉サービスの充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 自立支援のための障害福祉サービスの充実 (4) 福祉人材の養成・確保と関係団体の育成
3 健康に生きる体制作りと療育・教育の充実	3 - 1 保健・医療の充実	(1) 発生予防と早期発見・医療の推進 (2) 健康管理・増進施策の充実 (3) 地域リハビリ活動の推進 (4) 精神保健対策の充実
	3 - 2 早期療育・教育の充実	(1) 早期療育体制の充実 (2) 障害のある乳幼児の保育・教育の充実 (3) 発達障害への支援体制の整備 (4) 特別支援教育の充実 (5) 指導力の向上と研修の充実
4 社会参加の促進	4 - 1 雇用・就労の支援	(1) 障害者雇用に関する情報の利用促進 (2) 関係機関の連携 (3) 就労に対する支援体制の充実
	4 - 2 スポーツ・芸術文化活動の推進	(1) スポーツ・芸術文化活動の支援 (2) ボランティア等の育成
	4 - 3 情報・コミュニケーションの充実	(1) コミュニケーションなどのサービスの充実 (2) 情報提供機能の充実
5 生活環境の整備	5 - 1 バリアフリーの推進	(1) 新潟県福祉のまちづくり条例の推進 (2) 交通バリアフリー法との連携 (3) 公共施設などのバリアフリー化 (4) 住宅のバリアフリー化 (5) 情報のバリアフリーの推進
	5 - 2 防災対策の推進	(1) 地域における防災力の向上 (2) 福祉避難所の整備 (3) 災害時における心のケアの強化 (4) 防災知識の普及
	5 - 3 防犯対策の推進	(1) 地域ぐるみの防犯体制の整備の促進 (2) 防犯知識の普及・啓発

9 重点的に取り組む課題

国における重点施策実施5か年計画、障害者自立支援法施行後の検証と第二次柏崎市障害者計画の評価および今後の課題について柏崎市福祉のまちづくり推進会議、アンケート、ヒアリング等で示された課題から、今後の重点課題を設定しました。

(1) 障害や障害のある人に対する理解の推進

障害のある人が地域において豊かで自立した生活を送り、社会参加できる環境を築いていくためには、障害および障害のある人に対する十分な理解が必要です。住民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるための啓発・広報活動や「柏崎市人権教育・啓発基本計画」(策定中)にそった人権尊重の教育の充実を進めていきます。

(2) 障害福祉サービスおよび相談支援体制の充実

ア サービスの利用者および家族が適切にサービスを選択できるよう、分かりやすい情報提供を行っていきます。

イ 障害のある人が住みなれた地域で、障害の種別にかかわらず、日常生活全般にわたる相談ができるよう相談支援体制の充実を図ります。

ウ 障害のある人の権利を確保するため、関係機関と連携し、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度等の周知を図り、適切なサービスが利用できる体制づくりを推進します。

(3) ライフステージに応じた保健・医療と早期療育の充実

ア 発育・発達遅滞乳幼児の早期発見・療育支援を推進するため、医療機関および保育園・幼稚園・学校などの関係機関と更なる連携を図り、一人ひとりの障害の特性などに応じた早期療育システムの強化を図っていきます。

イ 相談支援ファイルの活用等により、本人、保護者、関係機関が情報を共有し、

三障害（身体障害、知的障害、精神障害）、発達障害等の障害に対し、途切れな
い支援をめざします。

(4) 社会参加の支援

ア 障害者自立支援法施行により抜本的強化が図られた就労支援について、柏崎
刈羽地域障害者自立支援協議会のワーキング活動を通して関係機関の連携を図
りながら、就労や職場定着のための支援を行っていきます。

イ 障害のある人の雇用について、市民・事業主などの理解を促進し、障害のある
人のニーズに合った働く場の確保に努めます。

ウ スポーツや芸術文化活動を通じて自己実現や相互理解が高まるよう、当事者
活動を支援していきます。

(5) 防災対策の推進

過去の度重なる自然災害の教訓を踏まえて、地震、風水害などの自然災害発生
時において障害のある人が速やかに避難でき、被災を最小限にとどめることがで
きるよう、普段から地域社会において要援護者の情報を共有するため、要援護者
登録制度 および自主防災組織の活動により、要援護者名簿の整備を行っていき
ます。

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力が十分でないため、適切な福祉サービスを受けることができない人のた
めに、サービスの利用手続などの援助や代行、利用料の支払いなどを行い、地域で
自立した生活を送れるように支援します。

国では平成19年に「地域福祉権利擁護事業」から「日常生活自立支援事業」に
改称しましたが、柏崎市社会福祉協議会では「地域福祉権利擁護事業」の名称で同
事業を行っています。

成年後見制度

判断能力の不十分な人は、財産を管理したり福祉サービスの利用に関する契約を
結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをす
るのが難しい場合があります。また悪質商法などによる消費者被害も心配されます。
このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。成年
後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の二つがあります。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の三つに分かれており、本人の事情に

応じて選べるようになっていきます。法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を取り消して本人を保護します。

任意後見制度は、原則として、精神上的障害により判断能力が低下した場合に備えて、本人があらかじめ契約を締結して、任意後見人となるべき者およびその権限の内容を定め、本人の能力が低下した場合に家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任し、契約の効力を生じさせることにより本人を保護するというものです。

要援護者登録制度

要援護者に自分の情報を事前に登録していただき、地域の支援者（自主防災組織、町内会、民生児童委員、消防団）にその情報を提供することで、災害時に地域の皆さんから必要な支援を受けられるようにするものです。

第 2 章

各 論

1 障害や障害のある人に対する理解の推進

啓発・広報と交流の推進

【現状と課題】

障害には、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害などがあり、それぞれの障害によって、障害の状態も多様です。障害のある人に対する正しい知識と理解を持ち、障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域の中で暮らせる社会を実現するための取組が求められています。

これまでも、市のイベントや施設においては、障害のある人の活動の紹介や、物品販売等を通じて、情報を発信してきました。また、小・中学校においては、人権教育等を推進し、障害や障害のある人への理解の促進を図ってきました。今後も関係機関で連携しながら、様々な障害に対する正しい理解の普及に一層努めていきます。

今回のアンケート、ヒアリング等では、地域での「誰もが笑顔で暮らしていける」「誰もが一緒に」といったユニバーサルなまちづくりの啓発や、企業・教育の場での障害への理解の普及・啓発が課題として挙げられました。

今後、障害のある人が地域において豊かで自立した生活を送り、社会参加できる環境を築いていくためには、障害および障害のある人に対する十分な理解が、生活圏である「地域」まで浸透していくことが必要です。

【今後の施策の方向】

(1) 啓発・広報活動の推進

ア 市民に対する意識啓発・広報活動の充実

市の広報・ホームページの活用や障害への理解のための研修など多様な手段によって、障害福祉に関する情報提供・啓発活動を進めていきます。

イ 事業者に対する意識啓発・広報活動の充実

事業者が障害のある人の実習の受け入れ、雇用に取り組むための、障害に関する情報・助成制度・支援制度等の周知を積極的に行います。

ウ 人権教育の推進

お互いの立場や違いを理解し、支えあう意識を幼いうちから育くむ必要があります。障害のあるなしにかかわらず、共に遊び学ぶ中で障害や障害のある人

への理解を推進します。

引き続き、小・中学校での人権教育を推進するとともに、市民一人ひとりが、人権に関する正しい理解を深め、差別やいじめ、あるいは虐待等を根絶する社会的な気運を醸成するため、各種講演会や研修会を実施します。また、現在策定に取り組んでいる「柏崎市人権教育・啓発基本計画」においても、障害のある人の人権に係る課題等について取り組んでいきます。

エ 障害者週間での啓発活動

障害者基本法では、毎年12月3日から12月9日までの1週間を障害者週間と定めています。そして、地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされています。今後も柏崎市社会福祉協議会や障害福祉サービス事業者等関係機関と連携しながら、イベントの開催等啓発活動を進めていきます。

(2) 交流の推進

ア 地域の中での交流の推進

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすためには、まず地域に出て、積極的にかかわりを持つ必要があるとともに、地域の人には、障害等について理解し、意識を高める必要があります。

今後、そのような地域内での交流について、学童期からの地域内での職場体験などを通して、地域住民・学校等が連携して取り組んでいく体制等を検討しながら、地域における共生社会の実現をめざします。

イ 障害福祉サービス事業者等と地域の交流

障害福祉サービス事業者等による地域と障害のある人とをつなぐイベント等の開催を推進します。

ウ イベントへの参加促進

地域住民に広く障害や障害のある人について理解や意識を高めていくためには、障害のある人のイベントへの参加や交流の機会を増やすことが必要です。

今後は、参加の意思がありながら介護者や施設の問題で参加できない人への配慮や、より参加しやすい環境づくりを推進します。

2 地域生活支援の充実

福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害者自立支援法によって、それまでのサービス体系が大きく変わったことや就労の位置づけ、施設入所や病院への入院からの地域生活移行の促進などを背景に、障害のある人が地域において安心して自立した日常生活を営むためには、障害の状態に応じたサービスの提供体制を充実するとともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が必要です。また、アンケートにおいて相談できる人がいないという回答があることから、いつでも身近なところで相談を受けられる体制の整備を進め、必要な情報が届くようにすることが重要です。

現在、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において、「暮らし」「進路・就労」「子ども」それぞれをテーマに地域課題解決への取組が行われています。当協議会では、地域における課題として、居宅介護事業所のヘルパーの不足、就労支援に係るサービス量の確保、周辺部における相談支援体制の強化などの検討を行っています。

また、ヒアリング等においては、保護者の高齢化、親亡き後の生活の場を求める意見が多く、日常生活の支援を受けながら暮らす居住の場が必要となっています。

障害のある人が安定した生活の維持・確保ができるよう地域の社会資源の開発と改善にむけ、地域の関係者によるネットワークを更に強めていく必要があります。

【今後の施策の方向】

(1) 相談支援体制の充実

障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、身近なところで気軽に相談ができる体制の強化と緊急時も含め、多様な相談内容に対応できるよう相談支援体制の充実に努めます。

また、専門的あるいは日常的な相談窓口の場所などの情報を分かりやすく提供できるよう努めます。

ア 障害者相談支援事業

地域で暮らす障害のある人やその家族に対する相談支援を相談支援事業者へ委託し、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、関係機関との連絡調整等を行っています。必要に応じ、個々のケアマネジメン

ト を行い、本人の意向に沿ったケアプランによるサービス提供体制の確立をめざします。

イ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって、支援が必要な知的障害者または精神障害者に対し、入居に必要な調整、緊急の場合の相談、関係機関による支援の調整等、24 時間サポート体制での支援を相談支援事業者へ委託して行っています。今後も利用者の生活上の課題に応じ、関係機関との連携をとりながら事業の充実に努めます。

ウ 地域の関係者によるネットワークの構築

障害のある人やその家族が抱える様々なニーズに対し、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野における支援を一体的かつ継続的に行っていくため、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会において、地域課題として共に解決に向け協働することにより、ネットワークを充実させていきます。

エ ピアサポート による相談活動への支援

障害のある人およびその家族の団体が自主的に行っている相談活動などに対し、情報提供やネットワークづくりへの支援を行い、より相談しやすい環境づくりを推進します。

オ 多様な相談窓口の充実連携

身体障害者・知的障害者相談員の周知に努めるとともに市内の各地域に設置されている地域包括支援センターとの連携を強化していきます。

ケアマネジメント

障害のある人の地域における生活を支援するために、一人ひとりの福祉・医療・教育・就労などの様々なニーズに対応し、地域の社会資源や複数のサービスを調整して、総合的かつ継続的なサービスを効果的に供給する援助の方法です。

ピアサポート

仲間を援助し、支えるという意味で、同じような課題に直面する人同士が互いに支えあいます。

(2) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度などの関連制度を活用し、障害のある人の権利擁護に努めます。

ア 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進

障害福祉サービスが十分に活用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなどの判断能力が十分でない人を対象とした柏崎市社会福祉協議会による「地域福祉権利擁護事業」の周知を図り、利用を促進します。

イ 成年後見制度の普及と利用支援

障害などのため判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度に関する相談や手続などの支援を行い、制度の普及を図ります。

(3) 自立支援のための障害福祉サービスの充実

サービスの利用を希望する人が、必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、介護給付・訓練等給付および地域生活支援事業に係るサービスの提供体制の基盤整備とともにサービスの内容の充実に努めます。

ア 訪問系サービスの充実

障害の種別にかかわらず、障害のある人の日常生活や外出を支えるために必要な訪問系サービスの拡充とともに、利用者のニーズを把握し、適切なサービスを提供できるよう努めます。

サービス名	内容等
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴、排せつ、食事の介護や通院の介助等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている知的・精神障害のある人が外出する際の、危険を回避するために必要な支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介助や外出時における移動支援等を総合的に行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

イ 日中系サービスの充実

障害のある人が地域でいきいきとした生活を送り、社会参加する機会を増やすために、創作活動や機能訓練、就労支援等を行う場など多様な活動の場を充実します。また、入所施設の新体系移行に伴い、昼夜のサービスの分離に対応した日中活動の場の充実について検討を行います。

サービス名	内容等
生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型（非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護および日常生活の世話をを行います。
児童デイサービス	障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活への参加がスムーズに行えるよう療育を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介助を行います。

ウ 居住系サービスの充実

障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、ニーズに応じたグループホーム、ケアホームの整備、充実を図るとともに、施設入所や病院への入院からの地域生活への移行を進めます。

サービス名	内容等
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

エ 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、市町村が地域の実情に応じて、創意工夫により柔軟に実施できる事業です。日中活動の場の充実や児童生徒の長期休暇に対応する支援や介護について、障害のある人が地域において自立した生活ができるよう、市町村事業として各種事業の充実を図ります。

サービス名	内容等
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、家族の就労支援や介護者が不在の場合の支援を行います。
日常生活用具給付事業	重度障害のある人に対し、自立支援用具等日常生活用具の給付を行います。
地域活動支援センター 型	創作活動、社会との交流の促進等の事業の他、相談事業や地域の社会基盤との連携強化、普及啓発等の事業を行います。
地域活動支援センター 型 (障害者デイサービス事業)	機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を行います。
地域活動支援センター 型	障害のある人が通い、創作活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
コミュニケーション支援事業	聴覚障害のある人へ手話通訳者(手話奉仕員)や要約筆記奉仕員を派遣します。
生活訓練事業	脳卒中やその他の疾病等の後遺症者の身体機能の維持回復を図るために、運動や外出練習等を行います。
生活サポート事業	障害程度区分が非該当の場合で、家事等の支援が必要な人に障害福祉サービスの提供を行います。

オ 施設サービスの充実

常時医療的ケアの必要な人や行動障害により地域での生活が困難な人に対し、安心して生活ができる場として、入所施設などが担う役割は重要です。障害者自立支援法においては、それまで障害者福祉を支えてきた入所施設はその機能を日中活動と夜間支援に振り分けて、利用者(入所者)支援を継続することとなりました。この新たな施設体系に移行する経過期間中ではありますが、今後も専門性を活かし、入所を必要とする人、一人ひとりに応じた適切な支援を行っていきます。

カ 地域生活への移行の推進

障害者自立支援法では、「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」をめざし、障害のある人の施設入所や病院への入院からの地域移行を進めることとしています。障害のある人自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスを受けることができるよう、障害のある人本人の意向を尊重しながら、身体機能や生活能力の向上などの訓練機会を提供し、指定相談事業者によるサービス利用計画作成等の支援を行いながら地域生活への移行を促進します。

キ その他の障害福祉サービス

紙おむつ購入費助成、福祉タクシー利用料金助成、自動車改造費の補助、緊急通報装置設置などの福祉サービスについても引き続き実施します。

(4) 福祉人材の養成・確保と関係団体の育成

障害のある人とその家族のニーズに的確に応え、障害の重度化、多様化や新たな課題に対応できる専門的知識の習得と人材の確保に努めていきます。

また、障害のある人が地域でいきいきと暮らすために、ボランティア団体等の活動が大きな力となることから、今後もボランティア団体や障害者支援団体の育成に努めていきます。

ア 福祉人材の充実

福祉サービスは基本的に人的サービスであり、障害のある人の生活の質を向上させるためには専門的な知識や技能、仕事に対する高い意識を持ったサービスの担い手が必要とされます。福祉サービス事業者の協力を得ながら、今後とも福祉人材の養成確保を図っていきます。

イ 研修の充実

相談支援やサービス提供従事者の養成とケアマネジメントによるサービスの質的向上のため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携して幅広い研修体制づくりを推進し、内容を充実します。

障害福祉サービスにおいては、事業者の課題の把握を行い、実体に即して必要な研修を行っていきます。

ウ ボランティア団体や障害者支援団体の活動への支援

ボランティアセンターを運営する柏崎市社会福祉協議会などの関係機関と連

携して、ボランティア活動を支援するとともに、個人でも気軽に参加できるよ
う情報提供の充実に努めます。

また、障害者支援団体の活動においても地域の課題やニーズに応じた活動が
できるよう支援を行います。

3 健康に生きる体制作りと療育・教育の充実

3 - 1 保健・医療の充実

【現状と課題】

障害の要因となる疾病は多様化・複雑化しており、事前の予防や、障害の早期発見・早期治療、医療機関での専門的なケアやリハビリによる症状の緩和等、様々な対策が求められます。アンケートでは、自分の健康・治療のことで悩みや不安を抱えている人の割合が最も高いという結果がでました。疾病や障害の予防、早期発見・早期治療のためには、妊娠・出産期を含め、乳幼児期・青壮年期・老年期にいたる各期の健康課題に応じて、各種健診や相談・保健指導の充実を図る必要があります。

また、精神保健施策の推進については、精神疾患や精神障害者に対する地域住民の理解を深めるとともに、心の健康づくりに関する知識の普及を図ることが大切です。

【今後の施策の方向】

妊産婦健康診査や乳幼児健診を実施している医療機関とのネットワークを充実し、疾病や障害、発達面に心配のある事例に早期にかかわれる体制づくりとともに育児の不安や負担を軽減する相談支援体制の強化を図ります。

(1) 発症予防と早期発見・医療の推進

ア 健康診査による早期発見

妊産婦健康診査、乳幼児健診の受診を促進し、発育・発達の遅れ、疾病や障害の早期発見に努めます。発育や発達に遅れのある子どもに対しては、保健師などの訪問指導や医療機関、早期療育事業への紹介など、専門機関、関係機関との連携を図っていきます。

イ 早期の支援と相談体制の充実

早期発見については、日常生活や集団保育場面で保護者や保育士、幼稚園教職員等の気づきや発見を適切な支援へとつないでいくことが重要であるため、事例や情報を共有するとともに、早期にかかわれる体制作りと相談支援体制の強化を図ります。

ウ 重症心身障害児（者）等支援の充実

POST-NICU 等、医療的依存度が高い小児や重症心身障害児（者）が安心して生活できるよう、独立行政法人国立病院機構新潟病院において行われる入院、リハビリおよび地域療育支援事業などの医療的ケアとともに、福祉・行政・教育など様々な機関が連携し、支援の充実に努めます。

(2) 健康管理・増進施策の充実

健康増進計画「健康みらい柏崎21」に基づき、健康増進施策を推進するとともに、障害の原因にもなる生活習慣病などの疾病予防対策をはじめ、防ぎ得る障害の予防と悪化の防止に努め、市民の健康づくりを推進します。

後天的な障害としては、生活習慣病の悪化を原因とする人工透析、網膜症による失明、脳卒中による肢体不自由などが増加傾向にあることから、より一層の生活習慣病予防対策の充実に努めます。特定健診・一般健診については、障害のある人向けに「ゆったり健診」の日を設けています。また通院の困難な方を対象とする訪問歯科診療については一層の周知に努めます。

また、高齢になっても住み慣れた地域で、生きがいを持ち自立した生活が続けられるよう、生きがい・健康・元気づくりの推進と、介護予防を重視した活動を推進します。

(3) 地域リハビリ活動の推進

安心して地域生活ができるよう、医療と保健福祉サービスとの連携を図り、途切れないリハビリテーションの提供に努めます。また、社会復帰に向けて適切なリハビリテーションの拡充を図るとともに、自立支援や就労支援の総合的なリハビリテーションの提供に努めます。

(4) 精神保健対策の充実

社会環境の多様化とともにストレスが増大し、うつ病などの心の病気にかかる人が増加しています。毎年自殺により尊い命が失われていますが、その多くは直前にうつ病などの精神疾患を発症しています。うつ病の背景には健康、経済、家庭、仕事など様々な要因がありますが、このような社会全体の傾向を踏まえて、市民全体に対するこころの健康づくりを推進します。

ア 精神保健の普及啓発

心の健康づくりに関する知識の普及による発症予防と早期発見および精神疾

患や精神障害者に対する地域の理解を深めるために、講演会や健康講座、種々の健康づくり事業等を通じて情報の提供をし、啓発活動を推進します。

イ 相談支援体制の整備

本人や家族が気軽に早期相談が受けられるよう、元気館や風の街ショッピングモール「フォンジェ」内に、まちかどオアシス「こころ」を開設しています。

相談窓口の一層の周知を図るとともに、こころの健康づくりについて個別相談や啓発活動の実施を今後も継続して行います。また、早期受診や医療継続と早期に社会復帰できるよう、新潟県柏崎地域振興局健康福祉部や医療機関などの関係機関と連携して、相談支援体制を整備します。

POST-NICU

NICU（新生児集中治療室）から退院した患児とその家族が、在宅などで安全に過ごせるよう、多専門職種チームによって、医療・医療的ケアのサービスを提供し、心理的・社会的問題についてサポートを行うこと。

3 - 2 早期療育・教育の充実

【現状と課題】

子育て支援や教育を切れ目なく推進する体制を整備するとともに家庭を含めた地域の教育力向上をめざすため、平成22年度から福祉保健部所管の子ども課を教育委員会へ移管しました。

障害のある子が、個性を發揮し、その能力を伸ばしていくためには、乳幼児期における障害の早期発見や早期療育への取組と就学移行期から義務教育期にわたり、支援が円滑に継続できることが重要です。これは、発達障害者支援法で定義される自閉症、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の支援についても同様です。

本市では、特別支援学級が25校の小学校のうち20校、12校の中学校のうち11校に設けられており、179人が学んでいます。そのほか、通級指導教室が3校に設置され、巡回校での指導も行われています（平成22年5月1日現在）。

小・中学校においては、障害のある児童生徒が自己の可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択に基づき、自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を行っています。

また、市内には県立の特別支援学校が2校あり、それぞれ特色ある教育を行っており、市内の小中学校との交流活動や共同学習を行っています。地域のセンター的機能として専門性の高い相談や情報提供など、様々な場面で連携をとりながら支援を行っています。

今後も、障害の状態やニーズに応じた支援体制の一層の整備と支援者の資質向上に努めていくことが必要です。

【今後の施策の方向】

途切れない支援を行っていくため、乳幼児期から学齢期を通じた一貫した発達支援、学習支援体制の充実を図るとともに、特別な支援の必要がある子どもに対する適切な教育的支援を行う体制の整備を進めていきます。

保育園、幼稚園においては、障害のある子の受け入れ体制の充実を図ります。学校においては、総合的な学習の時間などを活用した福祉教育や交流および共同学習の取組を引き続き推進していきます。

また、放課後の児童対策の推進として、児童クラブにおける障害のある子の受け入れの推進とそのための体制整備を図ります。

義務教育終了後の進学や就労等について、多様な関係機関と連携をとりながら支援をつなげていく体制を充実させていきます。

今後、「相談支援ファイル」の効果的な活用の検討を通し、ファイルの情報が関係機関で共有されることで、乳幼児期から卒業後、家庭生活や職場生活においても個々のニーズを踏まえた支援が行われるよう充実を図ります。

(1) 早期療育体制の充実

ア 早期療育事業の充実

市単独で実施していた早期療育事業を、平成21年10月から障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス事業」に移行しました。発達・成長につまづきやバランスの偏りのある子どもとその保護者を対象に、個別のニーズに応じた個別支援計画を作成し、個々の成長発達を見守りながら、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活への参加がスムーズに行えるよう療育を行います。今後も、早期療育事業を推進するとともに相談・支援機能を充実します。

早期療育事業の種類	内 容
プレー教室	主に就園前の心身の発達に不安のある児童を対象とした療育活動と肢体不自由児を対象とした療育活動
さくらんぼ教室	就園児を対象に、よりスムーズな集団活動への参加をめざした療育支援活動
ことばの相談室	就園児を対象としたことばに関する相談と指導

イ 療育に関する各機関との連携

保健師による訪問指導や県の療育相談等をはじめ、療育に関する専門機関や医療機関との連携をさらに強め、様々なケースにも対応できる体制の充実を図ります。

(2) 障害のある乳幼児の保育・教育の充実

乳幼児・児童期を通した一貫した取組を進める中で、適切な時期にきめ細やかな療育が受けられるようにするとともに、家庭での子育てへの支援も含め相談体制の充実を図ります。

ア 保育園・幼稚園における障害児保育・教育の推進

家族の負担軽減を図るためにも、保育園や幼稚園における障害児保育・教育を充実します。また、早期療育事業の療育指導員による巡回指導や保育検討会などの開催を通して、関係者が連携して子どもと家族への支援を推進します。

イ 関係機関との連携強化

統合保育の充実を図るため、各保育園や幼稚園との連携を深め、専門機関の巡回相談を継続的に実施します。また、就学前の園児に対し継続的な療育を行うため、スクールサポートによる巡回指導の拡充や関係機関のネットワーク機能の充実を図り、教育機関との連携を強化します。

(3) 発達障害への支援体制の整備

医療、保健、福祉、教育および就労の関係機関で構成する関係者連絡調整会議において、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談および支援を行う体制を整備します。併せて、新潟県発達障がい者支援センター「RISE(ライズ)」などの関係機関と連携しながら、発達障害に関する適切な情報の伝達や権利擁護の推進、必要な連絡調整を行うとともに、「相談支援ファイル」の効果的な活用の検討を通し、個々のニーズに応じ長期にわたり一貫した支援を推進します。

(4) 特別支援教育の充実

幼児期から高等学校期までの特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、保護者の理解を得ながら、障害の状態および能力・適性に応じた教育を一層進めます。積極的に社会参加・自立ができるよう、学習環境の整備および指導内容・方法などの工夫改善など教育体制の整備、充実を図ります。今後も、特別支援教育コーディネーターを中心に全校体制で児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導や支援を充実させていきます。

ア 就学相談の推進

保護者の十分な理解を得て、障害のある児童生徒や特別な教育的支援の必要な児童生徒の個々の状態にあった適切な就学ができるよう、就学相談を推進します。就学指導委員会では、障害のある子の状態に適した就学先等について判断を行い、適正な就学につなげていきます。

イ 教育相談の充実

児童生徒一人ひとりの障害の程度や能力・特性に応じた、きめ細やかな支援や社会自立のための適切かつ総合的な教育相談が行えるよう、教育センター等の教育機関の相談や巡回相談を強化し、保護者の理解を求めながら、特別支援教育の推進に努めます。

ウ 進路指導の推進

障害のある児童生徒の社会参加や自立の促進を図るため、校内体制の確立をはじめ、関係機関、社会福祉施設などとの連携による職場体験実習など、教育活動全体を通じた進路指導の一層の推進を図ります。

エ 卒業予定者への相談・指導の充実

将来の社会的・職業的自立を視野に入れ、職場実習の機会の拡大やハローワーク、新潟県障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害相談支援事業者等の関係機関との連携を強化し、学校が行う進路指導に合わせ、職業能力の適正検査をはじめ職業相談・指導を計画的に実施して、雇用を促進します。また、進路決定の際は、本人の特徴や障害の特性、対応、必要な支援等の情報を関係する支援者が共有し、卒業後の生活が円滑に行えるよう、途切れない支援を行うためにも「相談支援ファイル」の活用を検討していきます。

(5) 指導力の向上と研修の充実

障害のある児童生徒に対する支援および指導方法について、研究協議や事例検討を行い、大学教員や特別支援学校教員などの専門家からの指導・助言を受けるなど、学校教職員の研修の充実と校内体制の整備を進めます。

通級指導教室

児童生徒が、週に1～数時間、障害やニーズに応じた指導を受けます。言語障害「ことばの教室」が3教室、難聴「きこえの教室」が1教室、発達障害「みのり教室」2教室があります（平成22年5月1日現在）。

特別支援学校

従来の盲・聾・養護学校。学校教育法の一部改正により平成19年4月から名称変更されました。障害が重い、または重複する児童への専門的な教育を行うとともに地域における特別支援教育に関する相談センターとしての機能を有し、小中学校や保護者からの相談に応じ援助を行います。

相談支援ファイル

障害のある人たちやその家族への一貫性のある継続的な支援や関係機関の連携のため、記録や資料を差し込み、本人、家族、支援者が共に作っていくファイル。

新潟県発達障がい者支援センター「RISE(ライズ)」

地域で暮らす自閉症スペクトラムなどの発達障害者やそれらの人々を支援する方々に対し、相談に応じたり、支援していくための新潟県の拠点センター。

就学指導委員会

心身に障害のあるまたは心身の発達や成長に不安のある児童生徒の適正な就学

を図ることを目的として設置されており、保護者の依頼を受けて、子どもの障害の種類や程度に応じた望ましい教育環境などについて、専門的な見地から総合的に判断します。構成員は、医師、福祉・教育・行政の関係機関職員および保護者団体の代表などとなっています。

特別支援教育コーディネーター

校内における特別支援教育の体制や整備を推進するとともに、地域の関係機関や保護者との連携、調整を図り、共同的に児童生徒への適切な支援を行います。

また、特別支援学校のコーディネーターは、地域の学校への助言や支援を行う地域のセンター的機能の役割も担います。

4 社会参加の促進

4 - 1 雇用・就労の支援

【現状と課題】

障害者雇用促進法によって、民間企業、国、地方公共団体は、一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障害のある人を、雇用することが義務づけられています。

ハローワーク柏崎管内における障害者雇用率算定対象企業（49社）における障害者雇用率は、1.57%となっております（平成22年6月1日現在）。また、対象企業における雇用率達成企業の割合は、57.1%となっており、全国平均（47.0%）および県平均（47.5%）を上回りました。今後も法定雇用率1.8%の達成をめざし取り組んでいく必要があります。

アンケートでは、就労に関する現状調査の中で、「自分に合った仕事がない」「受け入れてくれる職場がない」といったものが働いていない理由として挙がっていました（約20%）。また、勤めている（勤めようとする）会社において必要なこととしては、「障害に対する周囲の理解があること」が高い回答率でした。

障害の特性にあった仕事のマッチングや就労先の充実とともに、就労後の定着・職場での障害への理解促進に向けた取組が必要となっております。

法定雇用率一覧

種別	法定雇用率
民間企業（対象労働者数56人以上）	1.8%
特殊法人・独立行政法人（対象労働者数48人以上）	2.1%
国・地方公共団体（対象労働者数48人以上）	2.1%
都道府県等の教育委員会（対象労働者数50人以上）	2.0%

【今後の施策の方向】

(1) 障害者雇用に関する情報の利用促進

ア 各種助成制度の利用促進

事業者に対し、トライアル雇用制度、ジョブコーチ支援事業、障害者雇用納付金制度に基づく助成金等について、周知し、その活用を促進します。

イ 相談会・面接会等の情報提供

現在、障害のある人の就労に向け、ハローワークにおいては通常の相談業務以外に、精神障害のある人に対するジョブガイダンスや、障害のある人と事業主との面接の機会を提供するための障害者就職面接会が開催されています。また、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会では、知的障害のある人に対するジョブガイダンスに取り組んでおります。

今後も、障害のある人を対象とした就職相談会・面接会等について、随時情報提供を行うとともに、障害の特性に応じた職種・訓練先の紹介につなげます。

(2) 関係機関の連携

ア 支援機関の連携

柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会では、ハローワーク、支援事業者、特別支援学校、保健所、市が参加して、障害のある人の雇用・就労に関する地域課題の抽出および検討を行っています。今後も連携して障害のある人の就労支援を行います。

イ 事業主と支援機関の連携

障害のある人の就職先を拡げていくことを目的として、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会では、企業訪問に取り組んでいます。

事業主と支援機関は、企業訪問等を通じて、職場見学・実習の受け入れ、トライアル雇用の導入等、雇用機会の確保に向けた環境づくりを連携しながら行っていきます。

(3) 就労に対する支援体制の充実

ア 就労移行支援・就労継続支援の充実

就労移行支援事業者は、障害のある人の就労意欲を高めるとともに、一般就労につなぐための質の高いサービスを行います。また、就労継続支援事業者・地域活動支援センター等においては、働く場を提供するとともに就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を充実させます。

イ 職業訓練の推進

県立テクノスクールでは、ハローワークと連携し、就職に必要な知識・技能の取得を希望されている障害のある人に対して、職業訓練コースを開講しています。

今後も、希望者と相談しながら多様なニーズや障害特性を踏まえた職業訓練をハローワーク、テクノスクール等と協力しながら推進します。

ウ 障害者雇用の促進

市における障害のある人の雇用の促進に努めている企業に対する優先発注や優先指名などの支援の実施および職場体験実習・チャレンジ雇用の実施について検討を行います。

エ 就労後の定着支援

就労につながった後も職場で定着するため、支援事業者のほかジョブコーチ支援事業が活用されています。また、障害者就業・生活支援センターでは、職場・家庭訪問等の実施や関係機関との連絡調整等を行って定着支援を行っています。今後も定着支援に向けて、関係機関が連携しながら取り組んでいきます。

トライアル雇用制度（障害者試行雇用事業）

職場に適応が可能か、企業と障害のある人がお互いに実際に確認してから本雇用に進むかどうかを決めることができる制度。利用するには、ハローワークからの紹介であることが条件。事業主と障害のある人との間で3か月を限度とした有期雇用契約を結び、お互いに適性を確認した後、本採用（常用雇用）となる。この期間中は、事業所から障害のある人に賃金が支給され、事業主には試行雇用奨励金（月額40,000円）が支給されます。

ジョブコーチ支援事業

ジョブコーチ（職場適応援助者）が一定期間職場を訪問し、障害のある人が職場に適応し、事業主が主体となって障害のある人を雇用管理できる体制に移行することをめざして支援を行います。具体的には、ジョブコーチは、障害のある人に対し障害特性に配慮した作業面・職業生活面の支援を行います。そうした支援を事業主に見てもらい、あるいは提案することによって雇用管理のノウハウを伝え、障害のある人の職場適応をめざします。

4 - 2 スポーツ・芸術文化活動の推進

【現状と課題】

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害のない人と同じようにスポーツや芸術文化活動を楽しむ機会を持つことは大切なことです。

ヒアリングでは、障害のある人同士の交流活動が現状では少ないという課題が挙げられました。また、余暇に関するアンケートのなかでも、「障害グループ団体での活動」「スポーツレクリエーション活動」といった回答は少数でした。

障害のある人の健康増進と生きがいを持ち豊かな生活を送るためにも、スポーツ・芸術文化活動への参加を促進することが必要です。また、社会参加等を推進するにあたり障害のある人を支える社会資源の充実を図ることも必要です。

【今後の施策の方向】

(1) スポーツ・芸術文化活動の支援

ア 大会等開催の周知、参加の促進

「スポーツ大会」や「芸術・文化祭」等の開催の周知や、参加の呼びかけを行います。

イ 障害者団体などの活動への支援

障害者団体の活動が活性化することにより、障害のある人の自立と社会参加への意欲の向上が期待されることから、障害者団体やボランティア団体、NPO等関係団体の自主的な取組を支援します。

(2) ボランティア等の育成

ア ボランティア講座等の周知

ボランティアに興味を持ってもらうため、講座や体験メニュー等の周知や参加の呼びかけを行います。

イ コンタクト・パーソン方式の検討

障害のある人が、自主性や自己決定のもとに暮らしていけるように、コンタクト・パーソン（マンツーマンによる「友人兼助言者」としてかわりを持つ人）と障害のある人とをマッチングさせる方式について検討していきます。

4 - 3 情報・コミュニケーションの充実

【現状と課題】

障害のある人の中でも、視覚障害、聴覚障害および言語機能障害のある人は情報の伝達手段が制限されるため、コミュニケーション支援は社会生活を営むうえで非常に重要です。

しかし、コミュニケーションに障害がある人にとって、行政に関する情報をはじめ、それぞれの障害に対応しているものは少なく、また、即時に必要な情報が入手できるとは言えない状況です。

ますます高度化される今日の情報化社会において、地域で自立した生活を送り社会参加をしていくためには、障害のある人に対するコミュニケーション手段の確保を図る必要があります。

【今後の施策の方向】

(1) コミュニケーションなどのサービスの充実

ア 手話通訳者などの人材養成と派遣事業の促進

コミュニケーションに関して、障害の状況に応じた適切な支援ができるよう、手話通訳者（手話奉仕員を含む。）、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員および音訳奉仕員の養成や派遣事業を充実します。

(2) 情報提供機能の充実

ア 視覚障害がある人への情報提供の充実

視覚障害のある人に対しては、広報かしわざき、市議会だよりの点訳版および音訳テープを発行していますが、今後は市からのその他の情報についても、点訳、音訳化を推進するとともに、「音声コード」を付すことなどについて検討します。

イ 聴覚障害がある人への情報提供の充実

聴覚障害のある人に対しては、ホームページの内容や、聴覚障害者用通信装置などの、日常生活用具の活用についても充実を図ります。

また、講演会などにおいても、手話通訳や要約筆記による同時通訳の充実を図ります。

ウ ボランティア団体への支援とコミュニケーションに関する理解の促進

点訳、音訳、手話、要約筆記などの各ボランティア団体などが実施している講習会を支援するとともに、コミュニケーションが困難な人についての市民や事業所の理解を深め、障害や障害のある人に対する啓発を充実します。

音声コード

印刷物の一部に記された正方形の模様を活字読み上げ装置で読み込むと、その印刷された内容が音声化される。

5 生活環境の整備

5 - 1 バリアフリーの推進

【現状と課題】

本市では、新潟県の「バリアフリーまちづくり事業」と連携しながら、障害のある人の社会参加を促進するために、公共施設の周辺における歩道や信号機などの歩行者関連交通安全施設の整備を図ってきました。

また、社会経済状況の変化に対応し、平成22年3月に、「柏崎市都市計画マスタープラン」を改定し、まちづくり基本方針として7項目を設定しました。「誰もが暮らしやすいまちづくり」の項目では、誰もが安心して生活できる環境の創出、誰もが気軽にまちなかを移動できる環境を有したユニバーサルデザインのまちづくりの推進を掲げています。

ヒアリングのなかでは、「移動手段の確保」「公共交通機関の利便性向上」「福祉車両の充実」といった課題が挙げられました。

障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる活動を自由に行い、安全で健やかな生活を送るためには歩道や公園、交通機関、建築物などのユニバーサルデザインをより一層推進することが必要です。

また、障害のある人が住まいにおいて、安全に、安心して生活ができるように、住宅改造への補助などの支援の推進を更に図っていく必要があります。

【今後の施策の方向】

(1) 新潟県福祉のまちづくり条例の推進

新潟県では、平成8年3月に「新潟県福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者・障害のある人などが安全かつ快適に地域で生活できる生活環境の整備を目的として、公共施設や市民が多く利用する施設について、基準や指針を定めています。

本市では福祉課、都市整備部が中心となり、誰もが自由に活動し、社会参加できる福祉のまちづくりを推進してきましたが、今後も更に推進を図ります。

(2) 交通バリアフリー法との連携

ア 主要道路のバリアフリー化

市内にある国・県道のほか、主要道路については点字ブロックの設置や、歩道段差の解消、切り下げおよび路線バスのバス停など乗降箇所についても、改善整備を実施してきました。

今後も更に歩道の改善を実施するとともに、整備される歩道についても、段差の緩和、点字ブロックの設置等障害のある人にやさしいまちづくりを推進します。

イ 低床型バス、リフト付きタクシーの導入推進と福祉有償運送 事業者との連携

本市では、市街地循環バス「かざぐるま」「ひまわり」など一部低床型バスを運行していますが、今後も、事業者の協力を得て低床型バスやリフト付きタクシーなどの導入を推進します。

また、福祉有償運送事業者との連携を行い、障害のある人の移動支援、社会参加を支援します。

ウ 市民・事業者等への啓発活動の推進

公共交通機関の利用による円滑な移動には、施設や道路などの整備だけでなく、市民一人ひとりの理解と協力が必要となります。

そのため、障害のある人のバリアフリーについて理解を深め、例えば、障害者用駐車場の適正利用や「思いやりスペース」の拡充について、啓発活動を推進します。

(3) 公共施設などのバリアフリー化

ア 道路環境の整備

新潟県では、バリアフリーまちづくり事業により、北園町地内で、歩道の段差解消等の整備を、扇町および北半田地内で信号機の設置を実施しています。

また、市では柏崎駅周辺の工場跡地において、車椅子利用者も安全に通行が可能な歩行者専用の連絡橋等の環境整備や復興に向けたまちづくり事業を進める中で、様々なゾーンにおいて高齢者や障害のある人を含む歩行者の安全を第一に確保していきます。

今後も県などの関係機関と連携しながら、バリアフリー化を推進します。

イ 公共施設のバリアフリー化

公共建築物では、平成18年に市役所に障害者用トイレを設置し、オストメイト用トイレを平成20年に元気館および市民プラザ、平成22年に図書館に設置しました。引き続き設備整備を行うとともに、新設される柏崎駅前の防災

公園においてもオストメイト用トイレを設置します。

平成24年夏に開館予定の文化会館アルフォーレにおいては、ユニバーサルデザインの考え方に沿った、誰もが利用しやすい環境を整備します。

今後も随時公共建築物のバリアフリー化を推進し、質の高い公共施設整備をめざしていきます。

(4) 住宅のバリアフリー化

地域での自立した生活を可能にするためには、住宅のバリアフリー化が必要となります。

ア 住宅改造への支援

住み慣れた住宅での生活の利便さを向上するため、住宅改造への補助および住宅整備資金の貸付けを引き続き実施します。

イ 公営住宅のバリアフリー化

公営住宅においても、車椅子対応の部屋の提供を行います。

今後も手すりやスロープなどバリアフリー化について更に推進を図ります。

(5) 情報のバリアフリーの推進

ア 情報提供システムの検討

広報かしわざきや市議会だよりに「音声コード」を付す等、日常生活に必要な情報のバリアフリーを推進します。

イ ホームページの活用

ホームページの活用を推進して、より障害のある人に分かりやすい情報提供に努めます。

福祉有償運送

NPO等が自家用自動車を使用して、障害者等の移送を行う、「自家用自動車有償運送」のひとつ。

思いやりスペース



車椅子を利用する方、障害や高齢により歩行困難な方、妊娠、けがにより一時的に歩行困難な方など、必要としている方が必要なときに利用するための駐車優先スペース。「思いやり駐車場」「ハートフル駐車場」などの名称があります。

(市役所駐車場の区画の表示)

5 - 2 防災対策の推進

【現状と課題】

火災や地震、風水害などの自然災害および原子力災害の発生時において、障害のある人が安全に避難でき、災害による被害を最小限にとどめることは、防災対策の上で大変重要です。

平成17年の豪雨水害および平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震などの教訓を踏まえ、障害福祉サービス事業者と災害時の「安否確認」または「避難受け入れ」について協定を締結しました。

ヒアリングでは、「災害緊急時の対応」が課題として挙げられました。

今後は、「柏崎市地域防災計画」に基づき、市や市民などがそれぞれの立場で日頃から備えを講じるとともに、防災知識の向上、要援護者支援体制を推進することが必要です。すべての市民が共に助けあい、安心して暮らせる社会を創る必要があります。

【今後の施策の方向】

(1) 地域における防災力の向上

ア 災害時要援護者名簿の整備

災害時に支援を必要とする高齢者などを災害から守るため、本人の申請により登録された情報を基に、災害時要援護者名簿を整備し、これらの情報を関係者に提供し、平常時から見守り及び災害時における避難行動の支援を行い、地域で安心して生活できる環境を整備します。

イ 地域住民とのコミュニケーションの形成

災害時要援護者名簿を活用し、民生委員や町内会、自主防災組織などと協力し、日頃の生活の中での地域における声かけ・見守り活動などのコミュニティ活動を通じて、障害に対する理解を深めるとともに、障害のある人と地域住民とのコミュニケーションづくりを推進し、地域ぐるみの支援体制を強化します。

(2) 福祉避難所の整備

指定避難所での避難生活が困難な人のために、福祉避難所を設置して、障害のある人や家族が安心して利用できるよう努めます。

集団生活が困難な人のために、指定避難所内に福祉避難室を確保し、また障害者用トイレ、福祉用具などの配備により、避難しやすい環境の整備を図ります。

現在、本市では「柏崎市震災復興計画」に基づき、新潟県中越沖地震からの復

興と、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを進めています。その一つとして、柏崎駅前の工場跡地に建設する文化会館アルフォーレに、災害時に被災者等への支援を行う救援機能および福祉避難所を併設するとともに、駅前公園を防災公園として再整備し、一体的な防災機能を持たせることにしています。

また、避難所における聴覚障害者などへの情報伝達やコミュニケーションの支援として、手話奉仕員や要約筆記奉仕員などの確保を図ります。

(3) 災害時における心のケアの強化

災害や事故の発生時において、災害対応の判断や避難所での生活など特別な状況への対応が困難な障害のある人に対して、障害特性を配慮した専門相談や医療機関などとの連携により「心のケア」の体制強化を図ります。

(4) 防災知識の普及

市の防災訓練においては、障害のある人やボランティアなどの関係団体の参加により、地域一丸となつての避難行動などを組み入れ、防災知識の向上とともに、より実効性のある支援体制を推進します。

福祉避難室

指定避難所において設置される集団生活が困難な要援護者のために区画された部屋。

5 - 3 防犯対策の推進

【現状と課題】

近年、都市化の進展、生活環境の多様化、地域社会における連帯意識の希薄化等により犯罪抑止力が低下し、様々な犯罪が起きるようになりその内容も凶悪化の傾向にあることから、日々の暮らしの中で大きな不安が高まっています。このような状況の中で、障害があるゆえに消費トラブルや犯罪等の被害者となってしまうケースがみられます。

これらを回避するために地域ぐるみの防犯体制の強化、犯罪被害を未然に防ぐための取組が必要となります。そのために、地域の身近な町内会等を中心とした助けあいが必要です。

【今後の施策の方向】

(1) 地域ぐるみの防犯体制の整備の促進

柏崎警察署および柏崎警察署地区防犯連合会などの関係機関との連携により、犯罪による被害を防止するとともに、犯罪を発生させない安全なまちづくりをめざして、犯罪の防止に配慮した情報提供や啓発広報活動を推進します。

「柏崎市防犯まちづくり条例」「柏崎市防犯まちづくり推進計画」を制定・策定します。

判断能力やコミュニケーション能力が不十分な障害のある人が、被害に遭わないよう、またはもし被害に遭っても最小限の被害にとどまるよう、権利擁護施策や身近な相談支援体制の整備を推進します。

(2) 防犯知識の普及・啓発

障害のある人自身が意識を高め防犯対策を講じることができるよう、防犯知識の普及・啓発を図ります。

第 3 章

資料編

柏崎市の障害者の状況について

【参考】 柏崎市の世帯・人口の推移 (各年3月末日現在 住民基本台帳人口) 単位:人

年度	世帯数	男	女	人口計
H20	33,760	45,601	46,994	92,595
H21	33,957	45,439	46,735	92,174
H22	34,054	45,102	46,339	91,441

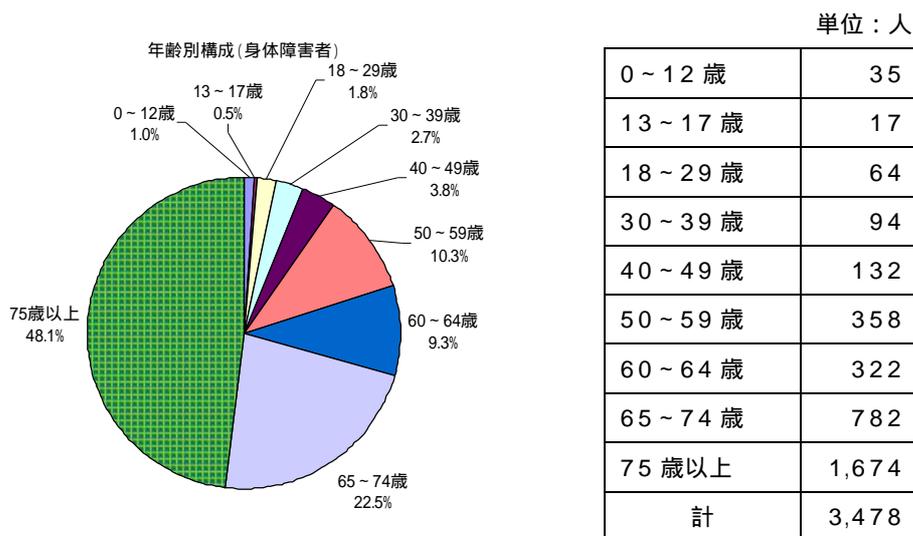
1 障害者数の推移 (各年4月1日現在) 単位:人

	身体障害者	精神障害者	知的障害者	総計
H20	3,407	386	590	4,383
H21	3,379	431	614	4,424
H22	3,478	455	623	4,556

2-1 身体障害者数(障害別)の推移 (各年4月1日現在) 単位:人

	音声・言語・ 咀嚼機能障害	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	内部障害	総計
H20	32	2,088	241	334	712	3,407
H21	29	2,087	226	342	695	3,379
H22	35	2,141	228	367	707	3,478

2-2 身体障害者年齢別構成(平成22年4月1日現在)

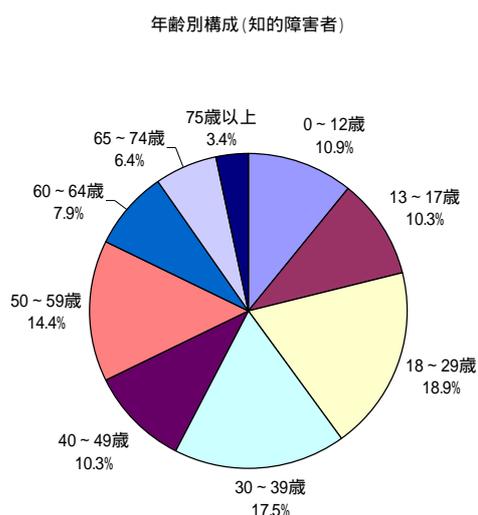


3 - 1 療育手帳の交付状況の推移

(各年 4 月 1 日現在) 単位:人

	重度	中軽度	総計
H20	261	329	590
H21	267	347	614
H22	262	361	623

3 - 2 知的障害者年齢別構成 (平成 22 年 4 月 1 日現在)



単位:人

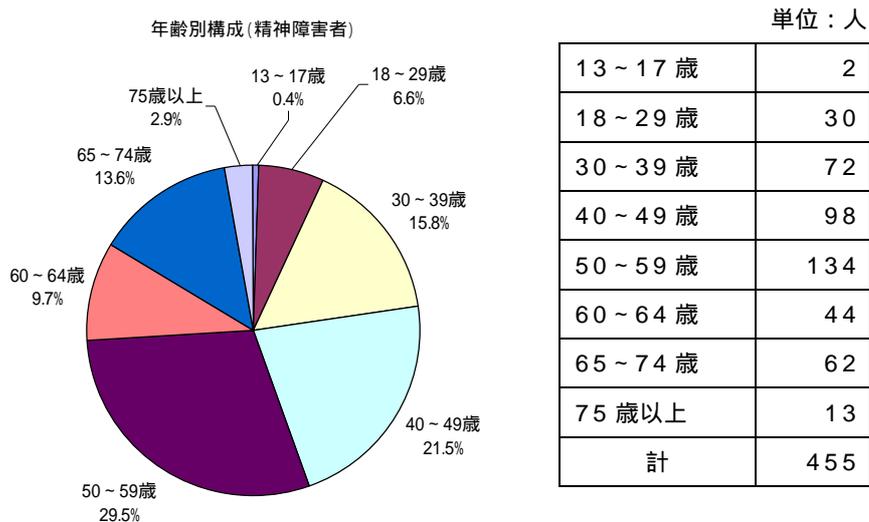
0～12歳	68
13～17歳	64
18～29歳	118
30～39歳	109
40～49歳	64
50～59歳	90
60～64歳	49
65～74歳	40
75歳以上	21
計	623

4 - 1 精神障害者保健福祉手帳の交付状況の推移

(各年 4 月 1 日現在) 単位:人

	1 級	2 級	3 級	総計
H20	52	286	48	386
H21	58	321	52	431
H22	56	350	49	455

4-2 精神障害者年齢別構成（平成22年4月1日現在）



5 自立支援医療（精神通院）の資格所持者の推移（各年度末の資格所持者数）単位：人

	自立支援医療（精神通院）交付件数
H19年度	1,188
H20年度	1,066
H21年度	1,116

6 訪問系サービスの利用者の推移（各年4月1日現在）単位：人

	居宅介護	行動介護	短期入所	総計
H20	58	6	6	70
H21	54	6	11	71
H22	62	6	19	87

7 日中活動系サービスの推移（各年4月実利用者数）単位：人

	生活介護	療養介護	自立訓練 （機能）	自立訓練 （生活）	
H20	76	9	7	0	
H21	70	12	7	3	
H22	78	12	8	2	
	就労移行 （養成）	就労移行 支援	就労継続 支援	児童 デイサービス	総計
H20	1	7	55	-	155
H21	1	22	98	-	213
H22	1	26	113	45	285

8 居住系サービスの推移

(各年4月実利用者数) 単位:人

	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活介護 (ケアホーム)	施設入所支援	旧法入所施設	総計
H20	17	27	3	177	224
H21	15	28	5	182	230
H22	11	34	10	167	222

9 移動支援事業・日中一時支援事業の推移(各年4月実利用者数) 単位:人

	移動支援	日中一時支援
H20	40	43
H21	46	52
H22	48	56

10 地域活動支援センター事業の推移(各年4月登録者数(型は、実利用者数) 単位:人)

	型	型	型
H20	76	25	45
H21	63	23	55
H22	59	30	65

11 地域生活支援事業(相談支援事業)の推移(年間延べ相談件数)

H20	9,060 件
H21	7,299 件

12 障害のある人の雇用状況

ハローワーク柏崎管内における障害者雇用率算定対象企業(49社)における障害者雇用率

(平成22年6月1日現在)

	(人) 障害者雇用数	(%) 実雇用率(対前年比)	(%) 雇用率達成企業割合 (対前年比)
ハローワーク柏崎管内	163.5	1.57(-0.03p)	57.1(-4.1p)
(参考)新潟県	3,944.0	1.57(+0.02p)	47.5(-0.8p)
全国	342,973.5	1.68(+0.05p)	47.0(+1.5p)

障害者雇用者数は、カウント数による(短時間勤務労働者以外の重度(身体・知的)障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間勤務労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしてカウントしています)。

【年度別推移（ハローワーク柏崎管内）】

	企業数	基礎労働者数	障害者雇用者数	実雇用率	雇用率達成企業数
平成 19 年度	55	8,861	122.0	1.38	29 (52.7%)
平成 20 年度	53	8,815	126.0	1.43	28 (52.8%)
平成 21 年度	49	8,159	130.5	1.60	30 (61.2%)
平成 22 年度	49	10,428	163.5	1.57	28 (57.1%)

柏崎市の障害福祉サービス等の状況（平成23年3月現在）

（1）相談支援事業所

事業所名	事業所の所在地
茨内地域生活支援センター	大字茨目 1260 番地 1
障害児（者）生活支援センター ふくし・ぱーとなー	東本町一丁目 15 番 5 号 フォンジェ内
元気館障害者デイサービスセンター	栄町 18 番 26 号

（2）障害福祉サービス事業所（サービス別）

サービス名	事業所名	定員(人)	事業所の所在地
居宅介護	柏崎市社会福祉協議会 居宅介護事業所	-	扇町 3 番 37 号
	トライネット	-	四谷一丁目 14 番 37 号
行動援護	トライネット	-	四谷一丁目 14 番 37 号
重度訪問介護	柏崎市社会福祉協議会 居宅介護事業所	-	扇町 3 番 37 号
	トライネット	-	四谷一丁目 14 番 37 号
児童デイサービス	柏崎市早期療育事業 子育て支援センター	20	栄町 18 番 26 号
生活介護	元気館障害者デイサービスセンター	20	栄町 18 番 26 号
	松波の里	10	松波四丁目 8 番 18 号
	スペースあると（運営主体トライネット）	14	学校町 3 番 12 号
	アトリエぼっけ（運営主体トライネット）	10	東本町三丁目 7 番 31 号
短期入所	松波の里	2	松波四丁目 8 番 18 号
	松風の里	5	松波四丁目 8 番 8 号
	ここ・はうす（運営主体トライネット）	3	四谷一丁目 14 番 37 号
	（独）国立病院機構 新潟病院	4(不定)	赤坂町 3 番 52 号
生活サポート	トライネット	-	四谷一丁目 14 番 37 号
	柏崎市社会福祉協議会 居宅介護事業所	-	扇町 3 番 37 号
移動支援	柏崎市社会福祉協議会 居宅介護事業所	-	扇町 3 番 37 号
	トライネット	-	四谷一丁目 14 番 37 号
日中一時支援	松波の里	2	松波四丁目 8 番 18 号
	松風の里	5	松波四丁目 8 番 8 号
	トライネット	15	四谷一丁目 14 番 37 号
	たいよう SOCIO センター	10	豊町 3 番 5 号
	さざなみ学園	未就学児 2 就学児 2	松波四丁目 12 番 81 号

サービス名	事業所名	定員(人)	事業所の所在地
就労移行支援	こすもす作業所	6	豊町3番10号
	キッチンぼてと(運営主体トライネット)	6	東本町一丁目15番5号
	たいようSOCIOセンター	8	豊町3番5号
就労継続支援B型	かしわハンズ	20	宝町2番11号
	こすもす作業所	25	豊町3番10号
	たいようSOCIOセンター	32	豊町3番5号
	アトリエぼっけ(運営主体トライネット)	10	東本町三丁目7番31号
自立訓練(機能訓練)	元気館障害者デイサービスセンター	6	栄町18番26号

(居住系障害福祉サービス)

サービス名	事業所名	バックアップ施設	定員(人)	事業所の所在地
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	たいようホーム	たいようSOCIOセンター	男性6	四谷二丁目4番3号
	あっとホーム	たいようSOCIOセンター	男性4	扇町1番36号
	なぎさホーム	松波の里	男性4	松波四丁目2番56号
	風sunホーム	松風の里	女性6	松波四丁目5番10号
	風の丘ホーム	松風の里	女性5	藤元町26番4号
	こすもす荘	こすもす作業所	男女12	松波三丁目4番27号
	米山荘	米山自在館	男性4	松波三丁目3番16号
	よねやま	米山自在館	男性5	茨目三丁目3番30号
ここ・はうす	トライネット	男女4	四谷一丁目14番37号	

(3) 地域活動支援センター

センターの種別	事業所名	定員(人)	事業所の所在地
地域活動支援センター型	茨内地域生活支援センター	30	大字茨目1260番地1
地域活動支援センター型	元気館障害者デイサービスセンター	10	栄町18番26号
地域活動支援センター型	柏崎市身障者福祉作業所	20	四谷二丁目5番7号
	ワークステージ「喫茶めぐ」	15	松波二丁目2番39号
	地域活動支援センターこすもす	10	豊町3番10号

(4) 施設系サービス

施設種別	施設名	定員(人)	施設の所在地
療養介護	(独)国立病院機構 新潟病院	95	赤坂町3番52号
知的障害者更生施設	松波の里	50	松波四丁目8番18号
	松風の里	50	松波四丁目8番8号
指定医療機関 (肢体不自由児)	(独)国立病院機構 新潟病院	30	赤坂町3番52号
指定医療機関 (重症心身障害児)	(独)国立病院機構 新潟病院	80	赤坂町3番52号
知的障害児施設	さざなみ学園	45	松波四丁目12番81号
福祉ホーム	米山自在館	10	大字茨目2043番地
精神障害者生活訓練施設	米山自在館	20	大字茨目2043番地

(5) 特別支援学校

学校名	住所
新潟県立はまなす特別支援学校	松波四丁目10番1号
新潟県立柏崎特別支援学校	赤坂町3番63号

第三次柏崎市障害者計画の策定経過

	事 項	内 容
平成22年2月	2月24日 第二次柏崎市障害者計画の事業評価について説明会	・ 庁内評価シート作成、庁内関係各課事業評価方法説明、依頼
5月	5月11日 第1回福祉のまちづくり推進会議	・ 福祉のまちづくり推進会議および計画見直しの概要、スケジュールについて ・ 第二次柏崎市障害者計画に対する行政評価の説明と委員評価の実施 ・ アンケート案について
	障害者に対するアンケート調査実施	・ 5月24日～6月4日 アンケート送付数 500
6月	6月17日 意見交換会実施	・ 8団体9名参加
7月	7月14日 第2回福祉のまちづくり推進会議	・ アンケート、意見交換会の実施報告 ・ 第三次柏崎障害者計画の骨子及び重点事項の検討
10月	10月15日 第3回福祉のまちづくり推進会議	・ 第三次柏崎市障害者計画の各論の素案の検討
12月	市民意見募集の実施	・ 12月3日から12月28日まで
平成23年2月	2月8日 第4回福祉のまちづくり推進会議	・ 市民意見募集の結果報告 ・ 第三次柏崎市障害者計画最終案について
3月	市議会3月定例会	・ 第三次柏崎市障害者計画の報告

柏崎市福祉のまちづくり推進会議設置要綱

平成22年4月1日全部改正

平成23年2月25日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者や高齢者等を含むすべての市民が積極的に社会活動に参加し、安全・安心に暮らせる福祉のまちづくりを推進するための計画づくりに、市民と市及び関係機関相互の理解と協働に基づく意思を反映させることを目的として、柏崎市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、柏崎市障害者計画（以下「計画」という。）の取組の進捗状況、課題等を共有しながら、次に掲げる事項について協議、検討し、提言を行う。

- (1) 計画の作成及び評価に関すること。
- (2) その他障害のある人もない人も安心して暮らすことのできるまちづくりの推進に関すること。

(会議の構成)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 障害福祉関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が必要に応じて招集し、所掌事項について協議、検討を行う。

2 委員長は必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議は、福祉保健部福祉課に事務局を置くものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月25日から施行する。

柏崎市福祉のまちづくり推進会議委員名簿

(5 0 音順)

	区分	氏名	所属
1	関係団体	浅野 泰彦	(福) 柏崎市社会福祉協議会事務局長
2	市民公募	石井 茂	
3	市民公募	上杉 信行	
4	障害者団体(身体)	小越 藤一	柏崎身体障害者福祉協会会長
5	交通関係	風間 広範	越後柏崎観光バス(株)総務部長
6	体育	金子 正美	柏崎市体育指導員協議会会長
7	事業者(入所系)	小林 知明	(福) 柏崎刈羽ミニコロニー 松風の里園長
8	障害者団体(精神)	小林 正定	柏崎市精神障害者家族会「はまなす会」会長
9	事業者(日中系)	近藤 泰文	(福) こすもすの会こすもす作業所施設長
10	事業者(日中系)	西川 紀子	NPO法人トライネット代表理事
11	医療機関	澁谷 博	国立病院機構新潟病院療育指導室長
12	行政	杉本 洋一	柏崎公共職業安定所統括職業指導官
13	大学	田口 太郎	新潟工科大学建築学科准教授
14	障害者団体(知的)	竹井 裕美子	柏崎市手をつなぐ親の会会長
15	教育関係	奈良岡 裕	新潟県立はまなす特別支援学校校長
16	民生委員代表	本多 満理子	柏崎市民生委員児童委員協議会副会長
17	一般企業	松井 範幸	(株)植木組総務人事課長
18	相談支援事業者	村山 智	障がい児者生活支援センターふくし・ぱーとなー
19	障害者団体(発達)	森山 光子	柏崎自閉症親の会「星とたんぽぽ」代表

オブザーバー 新潟県長岡地域振興局健康福祉部地域福祉課 課長代理 加藤 雅子

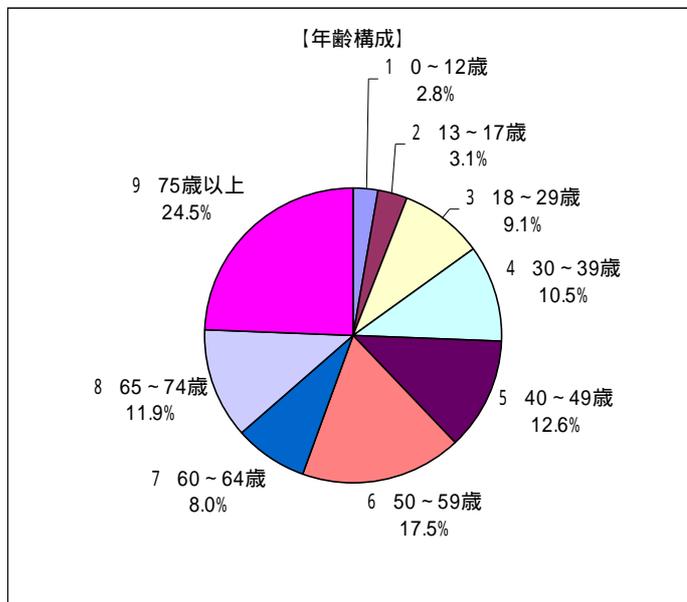
柏崎市障害者計画の見直しに伴う アンケート調査結果

平成22年7月 柏崎市福祉保健部福祉課

- 1 目的
第三次柏崎市障害者計画の策定に当たり、障害者の生活等の現状及び市の障害福祉施策への満足度を調査・把握し、同計画の重点項目の設定の参考とするため
- 2 アンケート対象者
市内3障害手帳所持者500名を無作為抽出
- 3 内容
 - (1) 生活現状把握等調査・・・19問(基礎調査・就労・相談体制etc)
 - 問1～問6 基礎状況・生活状況把握調査
 - 問7 居住に関する将来の希望調査
 - 問8～問13 就労に関する現状・意識調査
 - 問14 余暇活動に関する調査
 - 問15・問16 悩み相談に関する調査
 - 問17 外出支援に関する調査
 - 問18 災害時対応に関する調査
 - 問19 啓発広報に関する調査
 - (2) 満足度調査・・・問20-1～問20-16
(2)の設問については、第二次柏崎市障害者計画の基本施策を元に作成。
各設問ごとに回答者の満足度を回答してもらうもの。
市民の視点からも評価をもらうもの
- 4 実施時期
発 送:平成22年5月24日(月)
提出期限:平成22年6月4日(金)
- 5 回収率 57.2% (286/500)

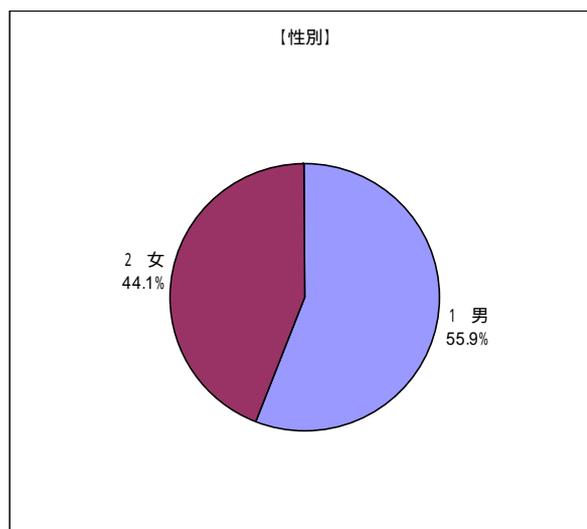
問1 あなたの年齢は、次のどれにあてはまりますか？
 あてはまる番号に1つだけ をつけてください。

	人数 (人)	割合(%)
1 0～12歳	8	2.8
2 13～17歳	9	3.1
3 18～29歳	26	9.1
4 30～39歳	30	10.5
5 40～49歳	36	12.6
6 50～59歳	50	17.5
7 60～64歳	23	8.0
8 65～74歳	34	11.9
9 75歳以上	70	24.5
合計	286	



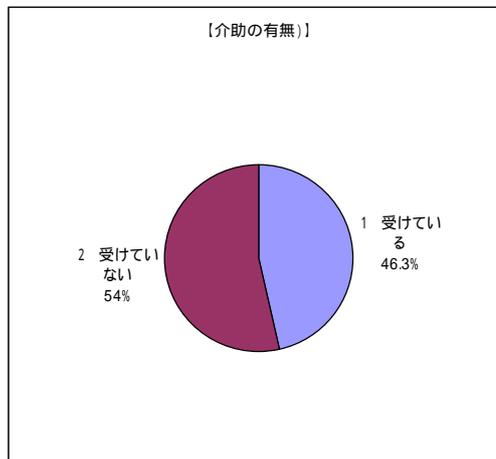
問2 あなたの性別は、次のどちらですか？
 どちらか1つの番号に をつけてください。

	人数(人)	割合(%)
1 男	160	55.9
2 女	126	44.1
合計	286	



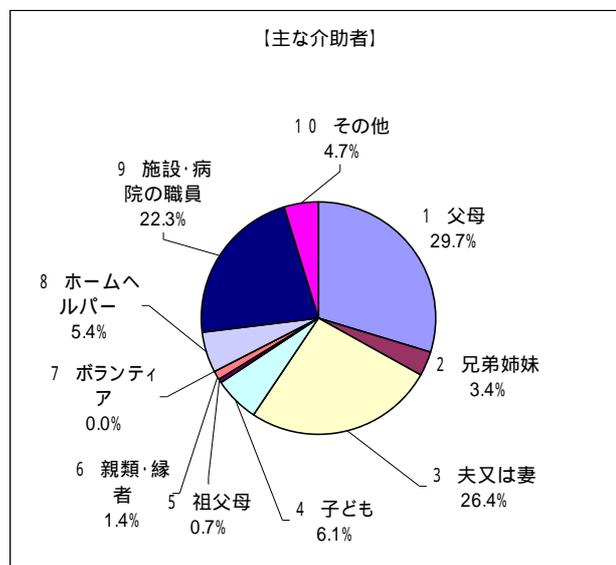
問3 あなたは、現在どなたかの介助を受けていますか？
 どちらか1つの番号に をつけてください。

	人数 (人)	割合 (%)
1 受けている	126	46.3
2 受けていない	146	53.7
合計	272	



問4 あなたを主に介助している方は、どなたですか？
 あてはまる番号に1つだけ をつけてください。

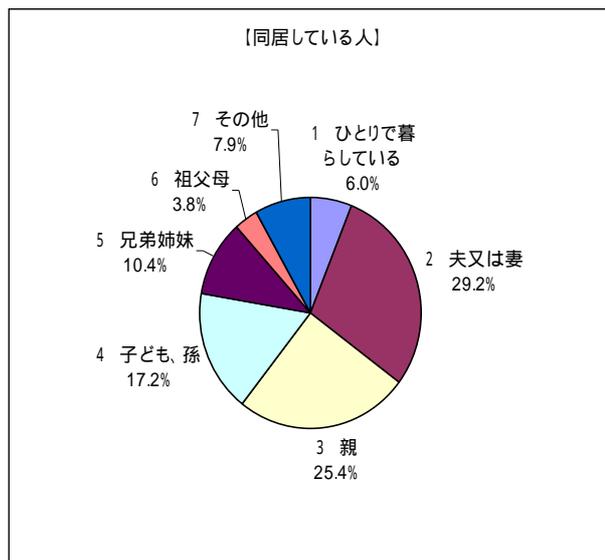
	回答数	割合 (%)
1 父母	44	29.7
2 兄弟姉妹	5	3.4
3 夫又は妻	39	26.4
4 子ども	9	6.1
5 祖父母	1	0.7
6 親類・縁者	2	1.4
7 ボランティア	0	0
8 ホームヘルパー	8	5.4
9 施設・病院の職員	33	22.3
10 その他	7	4.7
合計	148	



【考察】
 主な介助者は、「父母」(29.3%)、「夫又は妻」(26.4%)であり、家族内での介助の割合が高い。

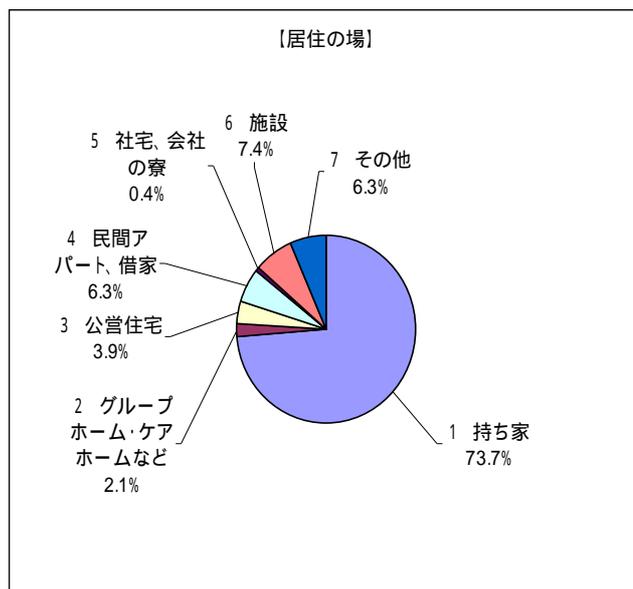
問5 あなたは、現在誰と暮らしていますか？
あてはまる番号すべてに をつけてください。

	回答数	割合 (%)
1 ひとりで暮らしている	22	6.0
2 夫又は妻	107	29.2
3 親	93	25.4
4 子ども、孫	63	17.2
5 兄弟姉妹	38	10.4
6 祖父母	14	3.8
7 その他	29	7.9
合計	366	



問6 あなたは、現在どこで暮らしていますか？
あてはまる番号に1つだけ をつけてください。

	回答数	割合 (%)
1 持ち家	210	73.7
2 グループホーム・ケアホームなど	6	2.1
3 公営住宅	11	3.9
4 民間アパート、借家	18	6.3
5 社宅、会社の寮	1	0.4
6 施設	21	7.4
7 その他	18	6.3
合計	285	

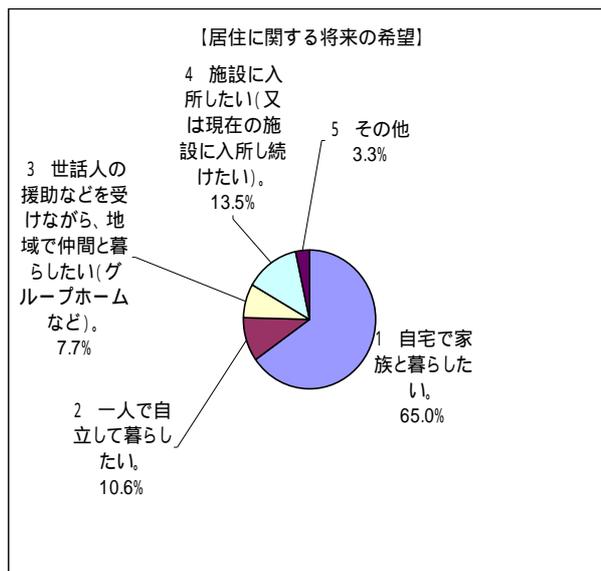


【考察】

多くの方が現在「持ち家」で暮らしている(73.7%)

問7 あなたは、将来(おおむね5年～10年後)、どのように暮らしたいですか？
あてはまる番号に1つだけ をつけてください。

	回答数	割合 (%)
1 自宅で家族と暮らしたい。	178	65.0
2 一人で自立して暮らしたい。	29	10.6
3 世話人の援助などを受けながら、地域で仲間と暮らしたい(グループホームなど)。	21	7.7
4 施設に入所したい(又は現在の施設に入所し続けたい)。	37	13.5
5 その他	9	3.3
合計	274	

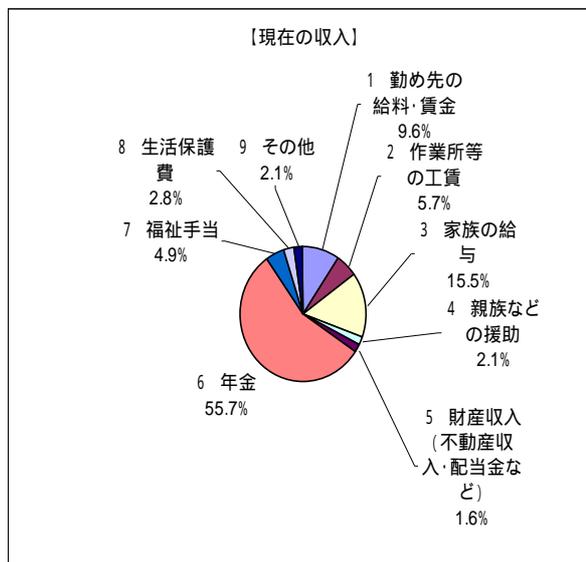


【考察】

半数を超える方が、将来「自宅で家族を暮らしたい」(65.0%)と考えているが、一方で現在、施設に入所している方21名のうち、16名(76.1%)は、引き続き入所し続けたいと考えている。

問8 あなたの現在の収入は何ですか？
あてはまる番号すべてに をつけてください。

	回答数	割合 (%)
1 勤め先の給料・賃金	37	9.6
2 作業所等の工賃	22	5.7
3 家族の給与	60	15.5
4 親族などの援助	8	2.1
5 財産収入(不動産収入・配当金など)	6	1.6
6 年金	215	55.7
7 福祉手当	19	4.9
8 生活保護費	11	2.8
9 その他	8	2.1
合計	386	

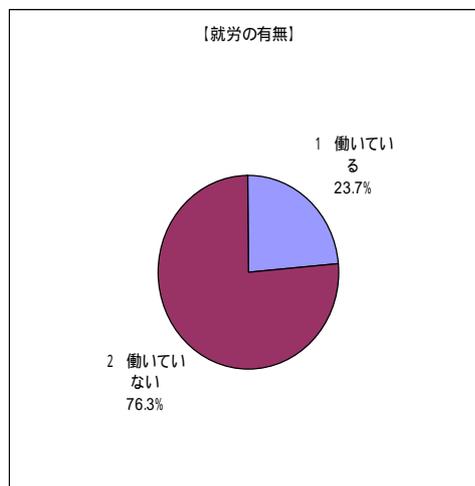


【考察】

「年金」を受給している方が半数以上(55.7%)
「勤め先の給料・賃金」、「作業所等の工賃」を得ている人は15.3%。
生活保護費の受給者は、2.8%。

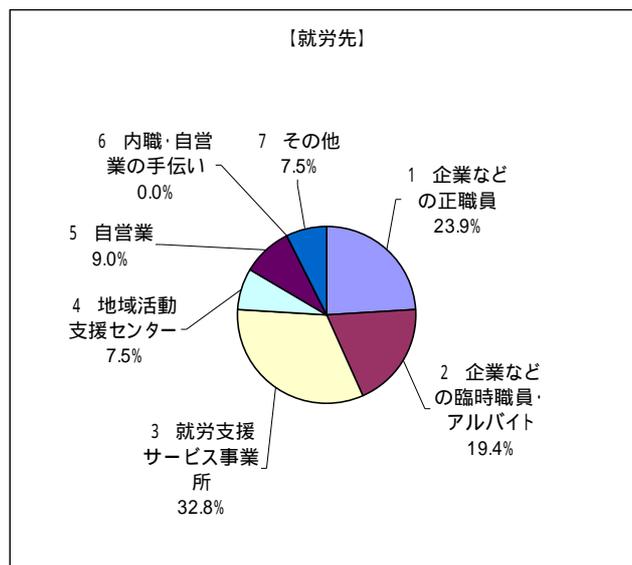
問9 あなたは、現在働いていますか？
 どちらか1つの番号に をつけてください。

	回答数	割合 (%)
1 働いている	67	23.7
2 働いていない	216	76.3
合計	283	



問10 あなたが現在勤めている会社等は、次のどれにあてはまりますか？あてはまる番号に1つだけ をつけてください。

	回答数	割合 (%)
1 企業などの正職員	16	23.9
2 企業などの臨時職員・アルバイト	13	19.4
3 就労支援サービス事業所	22	32.8
4 地域活動支援センター	5	7.5
5 自営業	6	9.0
6 内職・自営業の手伝い	0	0
7 その他	5	7.5
合計	67	

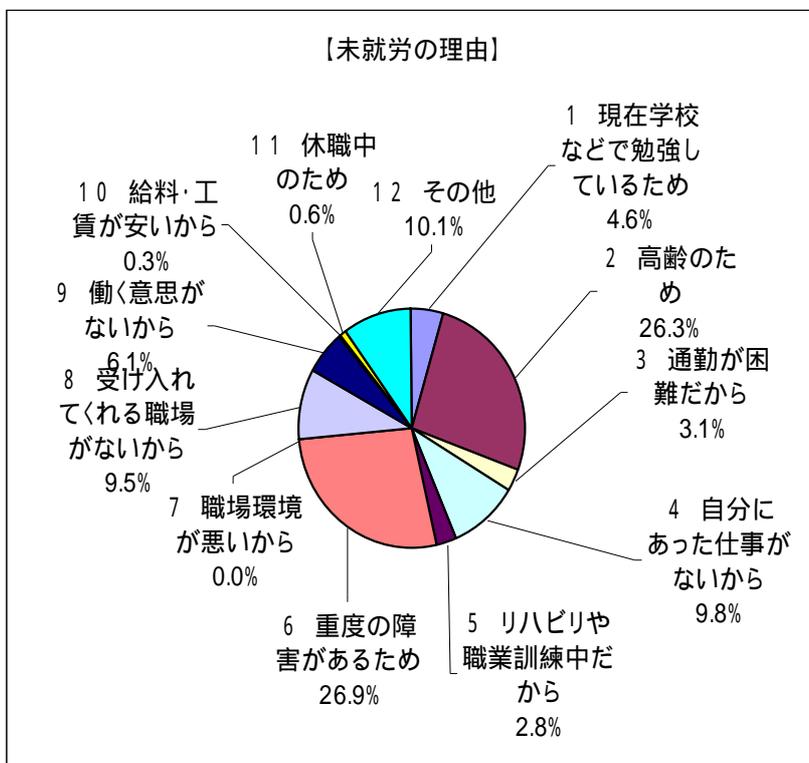


【考察】

「正職員」として会社等に勤めているのは、23.9%。
 「就労支援サービス事業所利用」の方は、32.8%

問11 あなたが現在働いていない理由(原因)は、次のどれにあてはまりますか？
 あてはまる番号に3つまで をつけてください。

	回答数	割合(%)
1 現在学校などで勉強しているため	15	4.6
2 高齢のため	86	26.3
3 通勤が困難だから	10	3.1
4 自分にあった仕事がないから	32	9.8
5 リハビリや職業訓練中だから	9	2.8
6 重度の障害があるため	88	26.9
7 職場環境が悪いから	0	0
8 受け入れてくれる職場がないから	31	9.5
9 働く意思がないから	20	6.1
10 給料・工賃が安いから	1	0.3
11 休職中のため	2	0.6
12 その他	33	10.1
合計	327	

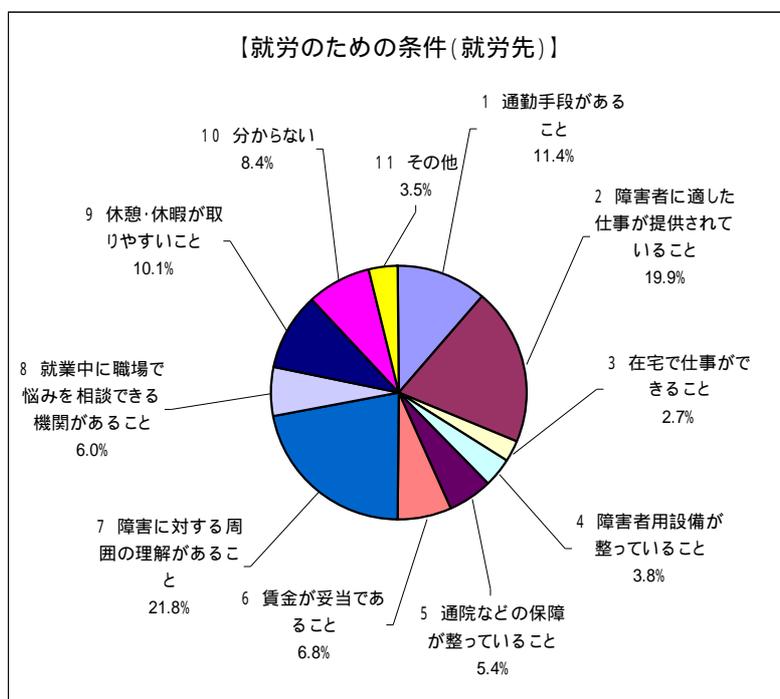


【考察】
 「高齢のため」(26.3%)、「重度の障害があるため」(26.9%)が多い。
 「自分にあった仕事がない」(9.8%)、「受け入れてくれる職場がない」(9.5%)といった就労先の原因が約20%。

【課題】
 特性に合った仕事のマッチング
 就労先の充実

問12 あなたが勤めている(勤めようとする)会社において、自分にとって必要なことは何ですか？あてはまる番号に3つまで をつけてください。

	回答数	割合(%)
1 通勤手段があること	42	11.4
2 障害者に適した仕事を提供されていること	73	19.9
3 在宅で仕事ができること	10	2.7
4 障害者用設備が整っていること	14	3.8
5 通院などの保障が整っていること	20	5.4
6 賃金が妥当であること	25	6.8
7 障害に対する周囲の理解があること	80	21.8
8 就業中に職場で悩みを相談できる機関があること	22	6.0
9 休憩・休暇が取りやすいこと	37	10.1
10 分からない	31	8.4
11 その他	13	3.5
合計	367	

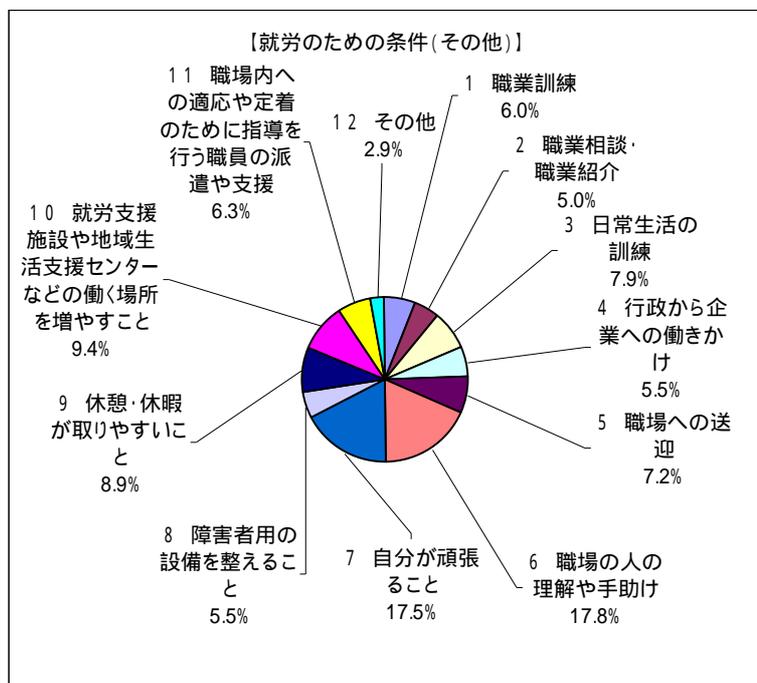


【考察】
「障害者に適した仕事を提供されていること」(19.9%)、「障害に対する周囲の理解があること」(21.8%)が高い。
cf: 「障害者設備が整っていること」…3.8%
「賃金が妥当であること」…6.8%

【課題】
職場での理解促進

問13 あなたが仕事をしていくために必要なことは何だと思いますか？
 あてはまる番号に3つまでをつけてください。

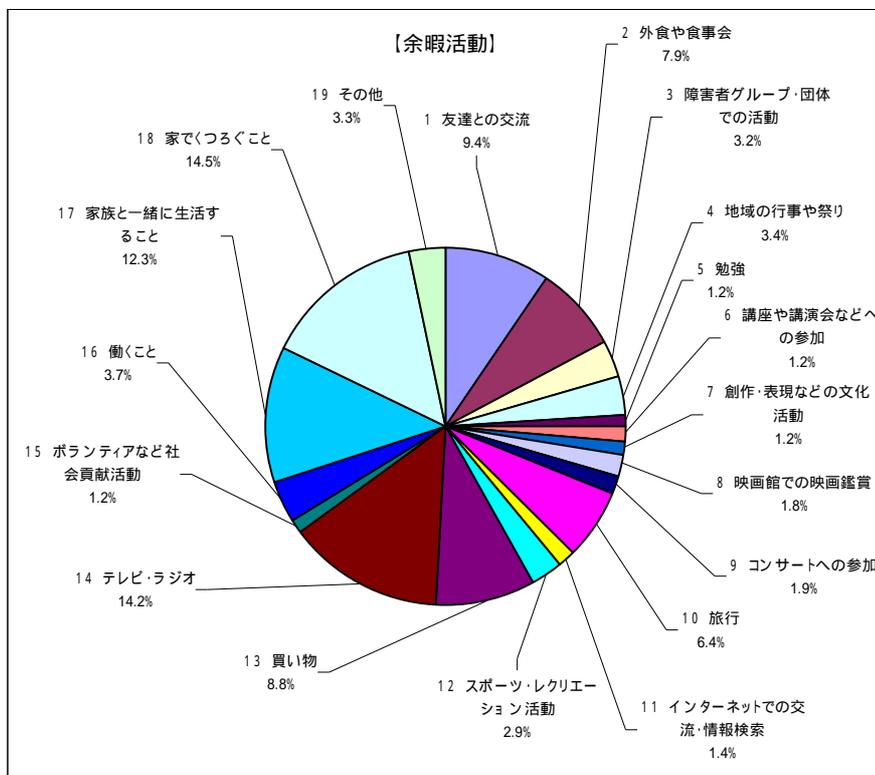
	回答数	割合(%)
1 職業訓練	25	6.0
2 職業相談・職業紹介	21	5.0
3 日常生活の訓練	33	7.9
4 行政から企業への働きかけ	23	5.5
5 職場への送迎	30	7.2
6 職場の人の理解や手助け	74	17.8
7 自分が頑張ること	73	17.5
8 障害者用の設備を整えること	23	5.5
9 休憩・休暇が取りやすいこと	37	8.9
10 就労支援施設や地域生活支援センターなどの働く場所を増やすこと	39	9.4
11 職場内への適応や定着のために指導を行う職員の派遣や支援	26	6.3
12 その他	12	2.9
合計	416	



【考察】
 仕事を続けていくためには「職場の人の理解や手助け」(17.8%)が必要とされている。

問14 あなたの楽しみは、何ですか？あてはまる番号すべてに をつけてください。

	回答数	割合 (%)		回答数	割合 (%)
1 友達との交流	100	9.4	1 1 インターネットでの交流・情報検索	15	1.4
2 外食や食事会	84	7.9	1 2 スポーツ・レクリエーション活動	31	2.9
3 障害者グループ・団体での活動	34	3.2	1 3 買い物	94	8.8
4 地域の行事や祭り	36	3.4	1 4 テレビ・ラジオ	151	14.2
5 勉強	13	1.2	1 5 ボランティアなど社会貢献活動	13	1.2
6 講座や講演会などへの参加	13	1.2	1 6 働くこと	39	3.7
7 創作・表現などの文化活動	13	1.2	1 7 家族と一緒に生活すること	131	12.3
8 映画館での映画鑑賞	19	1.8	1 8 家でくつろぐこと	154	14.5
9 コンサートへの参加	20	1.9	1 9 その他	35	3.3
1 0 旅行	68	6.4	合計	1,063	



【考察】

「テレビ・ラジオ」(14.2%)、「家族と一緒に生活すること」(12.3%)、「家でくつろぐこと」(14.5%)といった家庭での楽しみが多い。

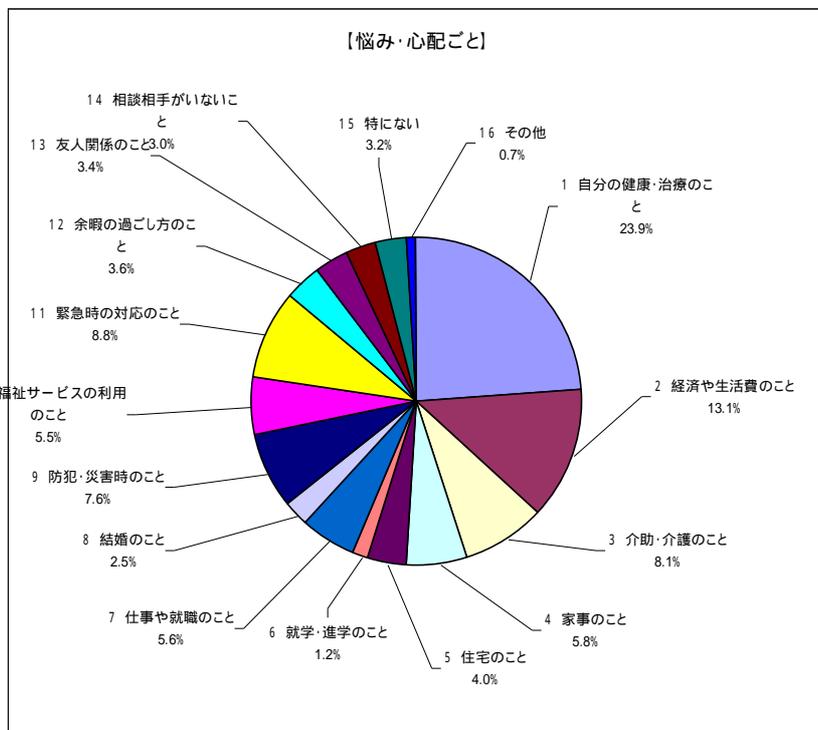
「友達との交流」(9.4%)、「外食や食事会」(7.9%)といった交流を楽しみにしている方も多いなかで、「障害者グループ・団体での活動」(3.2%)、「スポーツ・レクリエーション活動」(2.9%)等の当事者活動の回答は、少なかったのは、そういった場面・機会が少ないからと考えられる。

【課題】

当事者活動の支援

問15 あなたは、日常生活の中で、どのようなことに悩みや不安を感じておられますか？
 あてはまる番号すべてに をつけてください。

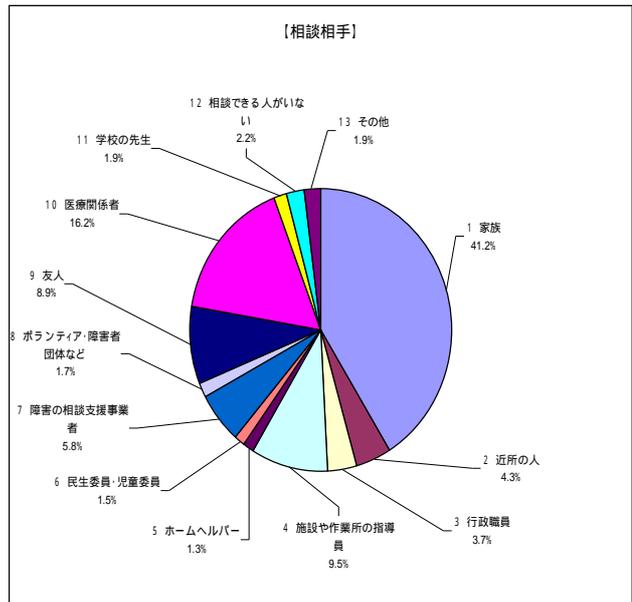
	回答数	割合 (%)		回答数	割合 (%)
1 自分の健康・治療のこと	192	23.9	10 福祉サービスの利用のこと	44	5.5
2 経済や生活費のこと	105	13.1	11 緊急時の対応のこと	71	8.8
3 介助・介護のこと	65	8.1	12 余暇の過ごし方のこと	29	3.6
4 家事のこと	47	5.8	13 友人関係のこと	27	3.4
5 住宅のこと	32	4.0	14 相談相手がないこと	24	3.0
6 就学・進学のこと	10	1.2	15 特にない	26	3.2
7 仕事や就職のこと	45	5.6	16 その他	6	0.7
8 結婚のこと	20	2.5			
			合計	804	



【考察】
 23.9%の方が、「自分の健康・治療のこと」で悩みや不安を抱えている。

問16 あなたが日常生活の中で心配ごとや悩みを相談できる人はどなたですか？
 あてはまる番号すべてに をつけてください。

	回答数	割合 (%)
1 家族	221	41.2
2 近所の人	23	4.3
3 行政職員	20	3.7
4 施設や作業所の指導員	51	9.5
5 ホームヘルパー	7	1.3
6 民生委員・児童委員	8	1.5
7 障害の相談支援事業者	31	5.8
8 ボランティア・障害者団体など	9	1.7
9 友人	48	8.9
10 医療関係者	87	16.2
11 学校の先生	10	1.9
12 相談できる人がいない	12	2.2
13 その他	10	1.9
合計	537	



【考察】

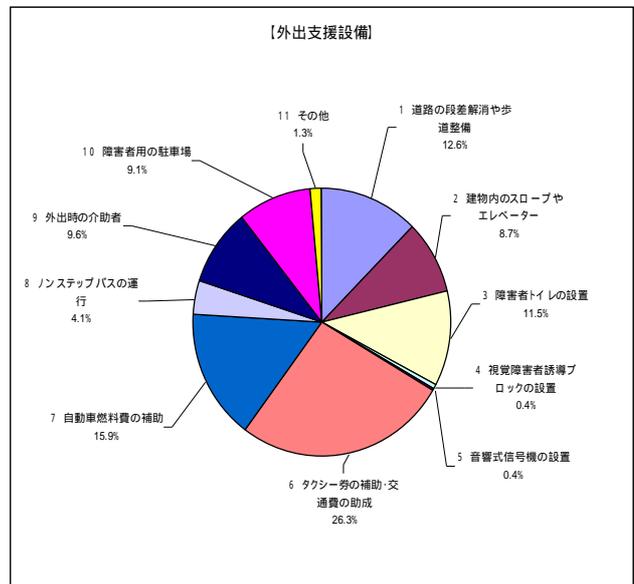
悩みの相談先は「家族」(41.2%)が多い。
 支援者中では、「医療関係者」(16.2%)が多いが、これは、健康面での不安が多いことから考えられる。

【課題】

相談支援業者のPR

問17 次に掲げる設備等のうち、あなたが外出する上で希望するものは、どの設備等ですか？
 あてはまる番号3つまで をつけてください。

	回答数	割合 (%)
1 道路の段差解消や歩道整備	58	12.6
2 建物内のスロープやエレベーター	40	8.7
3 障害者トイレの設置	53	11.5
4 視覚障害者誘導ブロックの設置	2	0.4
5 音響式信号機の設置	2	0.4
6 タクシー券の補助・交通費の助成	121	26.3
7 自動車燃料費の補助	73	15.9
8 ノンステップバスの運行	19	4.1
9 外出時の介助者	44	9.6
10 障害者用の駐車場	42	9.1
11 その他	6	1.3
合計	460	



【考察】

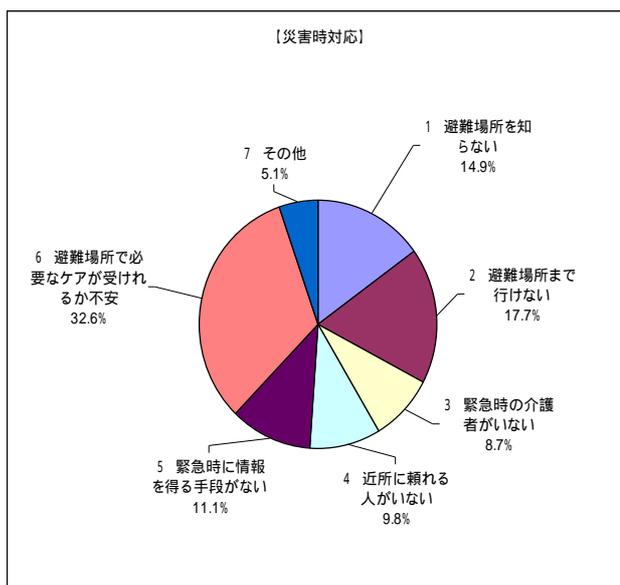
「タクシー券の補助・交通費の助成」(26.3%)、「自動車燃料費の補助」(15.9%)の希望が多い。
 「道路の段差解消や歩道整備」(12.6%)、「建物内のスロープやエレベーター」(8.7%)、「障害者トイレの設置」といったバリアフリー整備の要望もある。
 「外出時の介助者」(9.6%)がハード面以外で必要とされている。

【課題】

ハード整備とソフト充実の両立

問18 あなたが、災害が起こったときに困ることとして、心配することはどれですか？
あてはまる番号すべてに をつけてください。

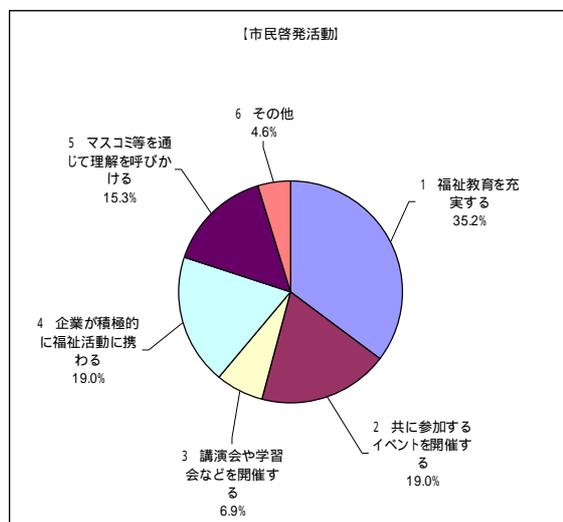
	回答数	割合 (%)
1 避難場所を知らない	58	14.9
2 避難場所まで行けない	69	17.7
3 緊急時の介護者がいない	34	8.7
4 近所に頼れる人がいない	38	9.8
5 緊急時に情報を得る手段がない	43	11.1
6 避難場所で必要なケアが受けられるか不安	127	32.6
7 その他	20	5.1
合計	389	



【考察】
「避難場所で必要なケアが受けられるか不安」という方が32.6%。
「避難場所を知らない」(14.9%)、「避難場所まで行けない」(17.7%)といった移動面を心配する方も多い。

問19 あなたが、障害のある人への市民の理解を深めるために必要と考えることはどれですか？
あてはまる番号に1つだけ をつけてください。

	回答数	割合 (%)
1 福祉教育を充実する	76	35.2
2 共に参加するイベントを開催する	41	19.0
3 講演会や学習会などを開催する	15	6.9
4 企業が積極的に福祉活動に携わる	41	19.0
5 マスコミ等を通じて理解を呼びかける	33	15.3
6 その他	10	4.6
合計	216	



【考察】
「福祉教育を充実する」(35.2%)ことが障害のある人への市民の理解を深めるために必要とされている。

【課題】
福祉教育の手法

問20 次の表の左欄に掲げる市の施策について、右欄で、それぞれ該当するあなたの満足度の番号に をつけてください。

	回答数（割合：％）				
	1 満足している	2 やや満足している	3 やや不満である。	4 不満である	5 わからない
1 FMピッカラや広報かしわざき、市のホームページなどで行う障害者情報等の広報活動には、満足していますか？	41 (16.2)	55 (21.7)	19 (7.5)	16 (6.3)	122 (48.2)
2 保育園・幼稚園・学校等で行っている障害理解のための福祉教育やボランティア活動には、満足していますか？	20 (8.0)	36 (14.5)	18 (7.2)	14 (5.6)	161 (64.7)
3 発育・発達に遅れのある児童に対して、保健師・保育園等が行っている、相談支援体制には満足していますか？	22 (9.1)	31 (12.8)	20 (8.2)	10 (4.1)	160 (65.8)
4 障害者及びその家族に対する医療機関等の相談支援体制には、満足していますか？	53 (21.2)	72 (28.8)	30 (12.0)	23 (9.2)	72 (28.8)
5 小学校・中学校・特別支援学校が行っている、障害のある児童生徒に対する教育相談及び進路指導には満足していますか？	17 (7.1)	31 (13.0)	14 (5.9)	13 (5.4)	164 (68.6)
6 グループホーム、ケアホームなどの住まいの場の整備については、満足していますか？	14 (5.8)	29 (12.0)	19 (7.9)	21 (8.7)	159 (65.7)
7 障害福祉サービスのうち、居宅介護（自宅での生活を支援するもの）のサービスの内容については、満足していますか？	27 (11.4)	28 (11.8)	19 (8.0)	11 (4.6)	152 (64.1)

	回答数（割合：％）				
	1 満足している	2 やや満足している	3 やや不満である。	4 不満である	5 わからない
8 福祉タクシーや移動するときのヘルパーなど外出時の支援サービスには、満足していますか？	25 (10.5)	28 (11.8)	12 (5.1)	20 (8.4)	152 (64.1)
9 市内相談支援事業者が行っている、相談支援には満足していますか？	33 (13.4)	31 (12.6)	12 (4.9)	9 (3.7)	161 (65.4)
10 障害のため、判断能力が十分でない方の財産・権利を守るための支援（成年後見制度など）には、満足していますか？	13 (5.4)	29 (12.1)	12 (5.0)	14 (5.9)	171 (71.5)
11 市内の障害福祉サービス事業所の数やそのサービスの内容には、満足していますか？	22 (9.1)	38 (15.6)	29 (11.9)	30 (12.3)	124 (51.0)
12 市内での障害者の活動の場（デイサービスセンター・地域活動支援センターなど）の状況（数等）については、満足していますか？	30 (12.4)	42 (17.4)	27 (11.2)	23 (9.5)	119 (49.4)
13 スポーツ活動・芸術活動への参加機会（回数）については、満足していますか？	16 (6.8)	25 (10.6)	14 (6.0)	14 (6.0)	166 (70.6)
14 障害者の就労のための研修や就職したあとの支援には満足していますか？	13 (5.5)	11 (4.6)	21 (8.9)	23 (9.7)	169 (71.3)
15 市内での点字ブロック整備や歩道段差解消等の状況については、満足していますか？	16 (6.6)	41 (16.9)	29 (12.0)	17 (7.0)	139 (57.4)
16 防災のため現在、取り組んでいる障害者に対する地域での支援体制の整備等には満足していますか？	13 (5.3)	30 (12.3)	26 (10.7)	25 (10.2)	150 (61.5)

【考察】

全体を通して、「わからない」という回答の割合が高い。

特に70%超の人が「わからない」と回答しているものとして【20 - 10】成年後見制度等の障害者の財産・権利を守るための支援、【20 - 13】スポーツ活動・芸術活動への参加、【20 - 14】就労のための研修及び就職後の支援 が挙げられる。

「満足している」「やや満足している」の割合が高い(35%超)の項目としては、【20 - 1】障害者情報等の広報活動、【20 - 4】医療機関等の相談支援体制がある。

「やや不満である」「不満である」の割合が高い(20%超)のは、【20 - 11】障害福祉サービス事業所の数やそのサービスの内容、【20 - 12】障害者の活動の場の状況(数等)、【20 - 16】防災のための障害者に対する地域支援体制の整備が挙げられる。

【課題】

権利擁護事業のPR、就労支援・福祉サービスの充実、地域における障害者支援体制の整備

障害者計画の見直しに伴う意見交換会 概要報告

柏崎市福祉保健部福祉課

1 日時 平成 22 年 6 月 17 日（木）午後 3 時～午後 5 時

2 会場 柏崎市役所 101 会議室

3 出席者

（意見交換会参加団体（参加人数））

柏崎市肢体不自由児者父母の会（1 名）

手をつなぐ親の会（1 名）

まんまーる（1 名）

柏崎市精神障害者家族会「はまなす会」（2 名）

NPO 法人トライネット（1 名）

柏崎身体障害者福祉協会（1 名）

いなほの会柏崎（1 名）

柏崎自閉症親の会「星とたんぼぼ」（1 名）

4 交換会概要

(1) 意見交換会の目的説明

(2) 意見交換の進めかたの説明

(3) 意見交換

ア グループワーク形式（2 グループ）

イ 意見交換経過

【課題の書き出し】	各自ふせんに課題を書き出す。
【出された課題の整理】	模造紙の上でふせんのグループ分け グループタイトルをつける
【関連付け】	それぞれのグループにつながりはないか検討

(4) 各グループから発表・質疑 = 意見交換で示された課題

Aグループ

課題	概要
「移動手段の確保」	健常者でさえ車社会の地方では、欠かせないし、他の課題とも関係してくる。
「地域への普及・啓発」	これまでの「バリアフリー」というハード面のイメージから「だれもが笑顔で暮らしていける」「だれもが一緒に」といったようなユニバーサルなまちづくりを啓発していくのが良い。
「権利擁護」	現在、福祉サービスが事業者との契約になっていること等を鑑みると重要な課題と考える。「二十歳をすぎたら後見人」
「教育」	現在の特別支援学校の充実が求められている。登下校の手段・支援も課題。
「日中活動」	現在「働く場」が少ない状況にあり、ここをいかに拡充していくかが課題と考える。
「余暇活動」	これまで支援者保護者同士のつながりはあったが、当事者活動については、あまり活動がなかったので、今度取り組む必要がある。
「人材育成」	施設があっても、人材がいなければダメ。 余暇支援の指導者の育成 ヘルパー等もそうだが、コンタクトパーソンも。
「居住の場」	ケアホーム・グループホームを拡充する必要がある。
「周辺部」	サービスの充実が課題
「所得保障」	年金額が生保に比較して少ないこと等が課題
「防災」	緊急時対応が課題
「医療の充実」	地域医療機関の充実

コンタクトパーソン：社会的な支援が必要な人の“友人”としての役目を果たす人

(感想として)

いろんな立場の人がいて、様々な課題がでてくるかと予想していたが、課題として捉えているところは、共通していることが分かった。

(質疑)

Q:「地域への普及・啓発」の中にある“ニュースタイルの福祉教育”とは？

A:従来の施設周辺の学校等での福祉教育・交流ではなく、将来、地元に戻ってくる子供のための教育を考えていこうということです。

Bグループ

課題	概要
「早期のかかわり」	発見から療育の充実 医師の確保 要医療の子の保育
「相談支援」	気軽に相談できる場 24時間体制 相談支援事業の周知
「権利擁護」	本人ぬきでまわりできめられる事柄が多い。
「障害者理解・共に暮らす」	子供のころからの自然な交流 地域、企業、教育の場での啓発 「共に暮らす」には、当事者自身も障害について発信する必要あり。 地域の人とのつながりが欲しい。 (提案) ちょこっとサポート = 必要な助けを受けられる環境 青年期に親以外でかかわれる人材(友達サポーター)
「仕事」	施設 一般就労 定着へ 職場の人間関係の難しさ サポート役必要
「学ぶ」	通学の負担の軽減必要
「移動」	福祉車両の充実・公共交通機関をよりよく使うための路線・時刻表 (市内バス)
「生涯」	保護者の高齢化・親亡き後の生活
「生活支援」	親・家族以外と暮らす場 日常生活において自己管理の困難な人への支援
「防災」	小学校が別で地域とのつながりがいいことから緊急時の対応が課題

(提言) 福祉サービス・制度のすきまを埋めていきましょう。

第三次 柏崎市障害者計画

平成23年3月

発行：柏崎市

編集：柏崎市福祉保健部福祉課

〒945-8511

新潟県柏崎市中央町5番50号

TEL 0257-23-5111(代)

FAX 0257-21-1315

電子メール fukushi@city.kashiwazaki.niigata.jp